

高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要

健康福祉研究

第18巻 第1号(2021)

研究ノート

スーパーバイザーの力量形成に関わるリフレクション行為の検討

ー医療ソーシャルワーカーの人材育成プロセスに着目してー

.....林 修己, 永田 理香 1

認知症患者の意思表出支援が看護師のセルフエンパワメントに与える影響と

関連要因の質的帰納的分析

.....梅原 里実, 松沼 記代, 安達 正嗣 13

資料

不登校の現況, 変遷, 今後の対応のあり方について

.....角野 善司 21

歴史的変遷からみた養護教諭の職務と今後の課題

.....石井 秀貴, 千葉千恵美 33

特別寄稿

群馬県内の大学生における食意識と食行動：大学生の食に関する実態・意識調査

.....町田 大輔, 神山 智子, 渡辺 由美, 綾部 園子 43

高崎健康福祉大学総合福祉研究所

《研究ノート》

スーパーバイザーの力量形成に関わるリフレクション行為の検討 ー医療ソーシャルワーカーの人材育成プロセスに着目してー

林 修己¹⁾, 永田 理香²⁾

医療ソーシャルワーカーの組織内における人材育成の課題を整理し概観を試みたうえで、スーパーバイザーとしてのリフレクション構造について、コア・リフレクション理論の視点から検討した。その結果、「自らの個人的自己」「組織的自己」「SVセッション上の自己」「ソーシャルワーカーとしての専門的自己」などの“専門的自己を意識するがゆえの自己”をリフレクションの対象としていることが明らかとなった。さらにリフレクションによって結び付けられた気づきや行動として、「ソーシャルワーカーである私」「人材を育成するための私」「スーパーバイザーの成長のために行動する」「自らのソーシャルワーカーの組織のために行動する」「自らを整える構えや姿勢を持つ」「アンバランスな私」「自らのストレスを回避する行動」という7点が示された。これらの視点から、スーパーバイザーの力量形成において、「専門職としてのゆらぎ」を自覚しながら「専門職としての自己」を主観的にとらえる「コア・リフレクション」の教育的意味が示唆された。

キーワード：医療ソーシャルワーカー，人材育成，スーパーバイザー，コア・リフレクション，SCAT

(2021年10月22日受理)

I. はじめに

医療機関の機能分化や地域包括ケアの推進、また患者の生活課題の多様化や診療報酬制度化により、医療ソーシャルワーカーの採用数増加は近年著しい。各機関は人材の確保だけでなく、組織内における専門性向上を目指した人材育成のあり方を問われている現状にある。

医療ソーシャルワーカーは、急疾病などのクライアントの危機的状況に対し緊急即応的に相

談援助する特性から、短期間でクライアントとの援助関係を育む力、また機関内外の組織や多くの専門職とのチーム形成力や調整力が求められる。これらのスキルの実行は多重な役割を担いストレスを抱えることにもなるため、医療ソーシャルワーカーの抱える困難性という特性にもなる。そのため人材育成を担うスーパーバイザーは、職種としてのストレスだけでなく人材育成時間確保の困難感からも、その場しのぎや個人主義的な教育手法を選択しやすい傾向にある。

医療ソーシャルワーカーの人材育成を概観す

¹⁾ 前橋赤十字病院医療社会事業部

²⁾ 高崎健康福祉大学大学院保健福祉学専攻

るとその教育活動は、スーパービジョン等の個別的な教育活動によって営まれているのが現状である。しかし、スーパーバイザーに任命された医療ソーシャルワーカーは、その移行期において十分なトレーニングを受けているとは言い難く、組織内での教育的サポートには限界がある。そのような背景において、医療ソーシャルワーカーがスーパーバイザーとしての役割を発揮するためには、自らを省察し行動改善につなげていくリフレクションが必要不可欠であり、その構造やプロセスの解明はスーパービジョンの質向上につながっていくと考えられる。

近年では、わが国でもソーシャルワーカーがリフレクション機能を発揮する専門職（reflective practitioner）になることの重要性が指摘されている¹⁾が、スーパーバイザーの力量形成に関する先行研究を概観すると、リフレクションの必要性やスーパーバイザーのスキルや実践・行動のモデル化に関する研究等に終始し^{2) 3)}、スーパーバイザーが行う「リフレクション（reflection）」という行為自体の精緻化への研究はほとんど見られない。

浅野⁴⁾は、ソーシャルワーカーは自身が置かれた文脈の中で自身が「今いるところ」から離れることで異なる視点の学びの経験をしていること、またサポートティブな他者とのオープンな語りや関係性に加えて自身の前提の見方が揺さぶられる必要があることを明らかにし、ソーシャルワーカーが実際の支援の文脈の中でどのようにリフレクションを行い自身の理解の変容を伴う学びの経験をしているかについて考察している。また日和⁵⁾はエピソード記述法で医療ソーシャルワーカーの思考過程を言語化し、過去の実践と今の実践（意向尊重や尊厳保持）を振り返りながら思考実践している特徴を示して

いる。加藤⁶⁾は省察的実践の促進に寄与するスーパービジョンの役割を明らかにすることを目的に、スーパービジョンが省察の力の向上と実践レパトリの広がり役割を担いハード・ソフト面での環境整備において意義があることを示し、南⁷⁾は多様性や個性が多く存在するクライアントとの実践においては理論と実践の検証が不可欠で実践学習の連続によって初めてソーシャルワーカーは専門性を習得していくと、自己省察学習の方法を身につける必要性を述べている。

人材育成を成人教育として捉えると、その教育は学習者の自己主導性に依拠するため、スーパーバイザーは葛藤を抱えやすく、教育者としての自らに課すリフレクションが自己反省や自己批判的になる傾向がある。パラレルプロセス（parallel process）¹⁾において援助関係とスーパービジョン関係は相互作用するといわれるが、スーパーバイザーが人材育成プロセスにおいて自らを省察し行動改善につなげていくリフレクション行為の構造やプロセスの解明は、医療ソーシャルワーカーの人材育成の質向上につながっていくと考えられる。

II. 研究の背景と目的

1. リフレクション概念とコア・リフレクション

リフレクション概念は、Dewey⁸⁾の省察的思考（reflective thinking）の概念が由来であるとされている。彼は経験の連続性の原理について、「その経験が未来に望ましい経験をもたらすことができるよう促すためには、直接的な快適さをはるかに越えた種類の経験が求められることになる」とし、正常な経験になるかは「客

観的条件と内的条件」の同等の権利と相互作用が重要であると述べている。つまり、当事者自らと教育者がともにリフレクションすることによって、未来に望ましい経験を獲得することができる。

また、坂田⁹⁾は、「リフレクション(reflection)」は、「反映する」「反射する」が第一義的な訳語であるが、ひとのあり方に関わる場合には「熟考する」「省察する」という意味があてられるとし、私がどのような自分なのかを知るという一連のことが熟考することや省察することにつながるからであろう、と述べている。

リフレクションを論じる際、その必要性や目的に重きを置き、その行為は行動を起こすための継起するプロセスであるとまとめられることが多い。このプロセスが気づきをもたらし次の行動に結び付くとなると、リフレクション自体により深い意識的な構造化が必要となる。自己で行うリフレクション行為は、自らが自らを“反省”させる行為になりがちであり、その後の行動には成果はあろうとも、自らを追い込む性質のある行為に成り得る。つまり、自らの内面へのアプローチの方法が重要となってくる。

Korthagenのコア・リフレクションは、ポジティブ心理学に立脚し、人が個人の中にある信念や強みを生かして外に向けて働きかけていけるようにするものであり、ひとの潜在能力を引き出すためのアプローチであるとも言われている。それは行為志向型から意味志向型のリフレクションへの転換であり、リフレクションの段階性及び順序性を指摘したALACTモデルで5局面（1. 行為Action → 2. 行為の振り返りLooking back on the action → 3. 本質的な諸相への気づきAwareness of essential aspects → 4. 行為の選択肢の拡大Creating alternative

methods of action → 5. 試みTrial）を提示している。そして第3局面の諸相への気づきについて、自分の中心となる資質（コア・クオリティ）を自覚しそれを用いてリフレクションをする段階を「玉葱モデル」（図1）として表現している¹⁰⁾。

玉葱モデルは、内核（コア・クオリティ）から（1）使命、（2）アイデンティティ、（3）信じていること、（4）コンピテンシー、（5）行動、（6）環境、の6つの層で構成される。また、「コア・リフレクション」の目的は、この玉葱の階層間の整列を促進することであり、内側（の層）と外側（環境）の調和のとれた接続を目指すものであるとしている。

Korthagenは、「ひとの核心・中核」を「コア・クオリティ」と表現し、ダイヤモンドのように無数で様々な輝く側面である個人の「強みであるコア」であり「大切な資質」と示している。ちなみに「コア・クオリティ」の一例は、「クリエイティブ」「強い信念を持っている」「愛情豊か」「勇気」「誠実」など、無限にあると考えられている。コア・リフレクション理論は、いかに深い気づきや学びから新たな行為を生み出すのかといった、リフレクション行為の方法論とも呼べるものである。

玉葱モデル
(The Onion Model)

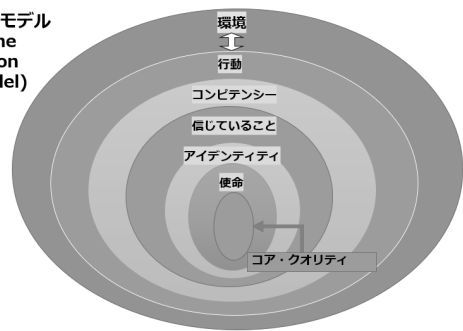


図1 玉葱モデル コルトハーヘン
(korthagen,F.A.J.2009) を筆者一部加筆

2. 研究の目的

本研究では教育者側の育成に主眼を置き、人材育成プロセスにおいてスーパーバイザーが自己をどのように振り返り、得た気づきを次の教育活動に活かしているのか、リフレクション機能を活用したスーパーバイザーの力量形成の手法について検討することを目的とする。具体的には、Korthagenの「コア・リフレクション (core reflections)」の視点に基づき、自己の核となる資質や強みといった「コア・クオリティ」を振り返るリフレクション行為を促進するための要素について明らかにすることを目指す。

Ⅲ. 方法

1. 調査対象

組織内において人材育成担当者としてスーパービジョンを行っている医療ソーシャルワーカーの7名を対象とした。A県医療ソーシャルワーカー協会スーパーバイザー研修会の参加登録者で、今まで担当したスーパーバイジー数が10名以上の方を対象とし、かつ所属機関の機能（急性期・回復期等）と多人数職場（4～15名）のバランスを考慮し選定し同意を得られた7名

の方を対象とした。

2. 調査期間

2019年6月20日～8月22日

3. 調査方法

研究者は、対象者と1対1の形式でインタビューガイドを用いた半構造化面接を、対象者の勤務先面談室（個室）を利用して実施した。インタビュー内容は対象者の許可を得てICレコーダーを用いて録音した。質問項目は以下の通りである。

- (1) 組織における人材育成の現状と課題について
- (2) スーパーバイザーとしてリフレクションが必要となる状況について
- (3) スーパーバイザーとしてのリフレクションの対象やプロセスについて
- (4) リフレクションを通しての気づきや変容について

4. 倫理的配慮

A県医療ソーシャルワーカー協会理事会において本研究の書面説明とし、スーパービジョン

表1 調査対象者の概要

対象者	性別	SW 職位	SW経験 年数※1	所属機関					
				病床数※2	所属長職種	SW人数 ※3	SVの体系化 の有無	新任SW 教育プログラムの有無	キャリアラ ダーの有無
A	女	2位	②	②	SW	②	有	有	無
B	女	1位	①	①	他職種	②	有	無	無
C	男	1位	①	②	SW	②	有	有	無
D	女	1位	①	①	他職種	②	無	有	無
E	男	2位	②	①	SW	①	有	有	有
F	女	1位	①	②	SW	①	有	有	無
G	男	2位	②	①	SW	①	有	有	有

※1：【SW歴】①21年以上，②13～20年

※2：【病床数】①301床以上，②190～300床

※3：【所属機関のSW人数】①9人以上，②4～8人

研修参加者名簿の使用と研究対象者選定の許可を得た。研究協力者への同意取得の方法については、研究への参加が強制的にならないよう十分に留意した。また個人名及び所属機関は匿名化し、インタビュー中及び終了後の研究対象者からの拒否も可能であることを説明し心理的な負荷への配慮をした。これらの内容を書面および調査当日に口頭説明を行った上で、調査参加者の自由意思に基づき研究同意書への署名を得た。なお、本研究は高崎健康福祉大学研究倫理委員会の承認（令和2年4月9日第1984号）を得て実施した。利益相反に関する開示事項はない。

5. 分析方法

データ分析方法はSCAT（steps for coding and theorization）による分析を行った。

SCATでは、逐語化データに対して4つのステップによるコーディングを行い、構成概念の抽出及びストーリーラインの生成、さらにストーリーラインを断片化することで理論記述を試みる。分析過程の省察可能性と反証可能性が担保される質的分析法の1つとされている。

まず対象者の語りを「組織内の人材育成プロセスにおけるスーパーバイザーを取り巻く現状」「スーパーバイザーのリフレクションの実態と課題」に分けて逐語録にし、SCATフォーマットに作成した。ストーリーラインと理論記述の精読を行い、更に示された理論記述に基づいて再度ストーリーラインを作成したⁱⁱ。そのうえで了解性を図り階層化を示すことを目的に概念表を作成し、カテゴリー化（カテゴリー・サブカテゴリー・概念）したⁱⁱⁱ。

IV. 結果

1. 結果の概要

①組織内の人材育成プロセスにおけるスーパーバイザーを取り巻く現状、②スーパーバイザーのリフレクションの実態と課題、に大別し分析した。なお、SCATを用いて得られたカテゴリーを【 】, サブカテゴリーを〔 〕, 概念を〈 〉で示す。

「①組織内の人材育成プロセスにおけるスーパーバイザーを取り巻く現状」においては、45の概念と18のサブカテゴリーが生成され、【組織上の困難感】と【組織上のサポート】の2つのカテゴリーに集約された。

【組織上の困難感】では、組織全体上の要素として【組織的取り組み困難感】【システムとしての困難感】【スーパービジョン体制不全】【スーパーバイザーへの組織的サポートの欠如】【専門業務以外の業務過多】【離職者の多さ】、組織構成員上の要素として【関係性の不和】【仕事への取り組み方の世代間相違】【所属長のリーダー機能不全】【スタッフのスキルの非活用】、バイザー組織上の要素として【バイザーの教育機能の困難感】【スーパーバイザーの特性への対応苦慮】の12のサブカテゴリーと26の概念で構成された。

【組織上のサポート】は、組織全体上の要素として【SV体制の保障】【システムとしてのサポート】【良好な人材登用形態】、組織内関係性や風土形成の要素として【良好な組織形成の意識】【成長の実感を持たせる組織上の意図】、バイザー組織上の要素として【バイザーの良好な教育機能】の6つのサブカテゴリーと19の概念で構成された。

「②スーパーバイザーのリフレクションの実

態と課題」においては、リフレクション行為の意味階層として「②-1. リフレクションの対象と契機」と「②-2. リフレクションに結び付けられた人材育成プロセスにおけるスーパーバイザーの気づきや行動」と2つに大別し、カテゴリー化した。

「②-1. リフレクションの対象と契機」においては、リフレクションの対象として53の概念と12のサブカテゴリーが生成され、【個人的自己】【組織的自己】【SVセッション上の自己】【ソーシャルワーカーとしての専門的自己】の4つのカテゴリーに集約できた。さらにスーパーバイザーが行う「②-2. リフレクションに結び付けられた人材育成プロセスにおけるスーパーバイザーの気づきや行動」においては、36の概念と7つのサブカテゴリーが生成され、【行動・コンピテンシー（自分は何をするか、何ができるか）】【使命や目標、アイデンティティ（自分は何を信じて、専門的な自分をどうとらえ、理想は何で、どのような使命や目標を持っ

ているか）】【葛藤や動揺、迷いや不安】の3つのカテゴリーに集約された。

本論においては、「②スーパーバイザーのリフレクションの実態と課題」における「②-2. リフレクションに結び付けられた人材育成プロセスにおけるスーパーバイザーの気づきや行動」を中心に考察を行う。

2. スーパーバイザーのリフレクションの実態と課題

1) リフレクションの対象と契機

ストーリーラインと理論記述の分析の結果、以下の通りリフレクションの対象として53の概念と12のサブカテゴリーが生成され、【個人的自己】【組織的自己】【SVセッション上の自己】【ソーシャルワーカーとしての専門的自己】の4つのカテゴリーに集約された。また、そのリフレクションの契機として12の契機概念が生成された（図2）。

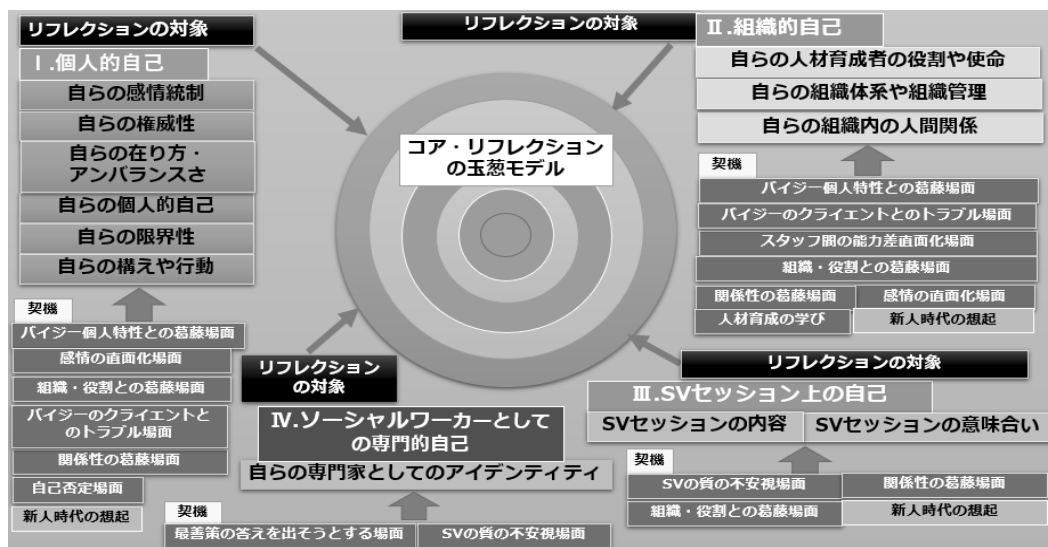


図2 組織内の人材育成プロセスにおけるスーパーバイザーのリフレクションの対象と契機

2) リフレクションに結び付けられた人材育成プロセスにおけるスーパーバイザーの気づきや行動

リフレクションに結び付けられた気づきや行動に関しては、36の概念と7つのサブカテゴリー

リーが生成され、【行動・コンピテンシー（自分は何をするか、何ができるか）】【使命や目標、アイデンティティ】【葛藤や動揺、迷いや不安】の3つのカテゴリーに集約された（図3）。



図3 リフレクションに結び付けられた人材育成プロセスにおけるスーパーバイザーの気づきや行動

①カテゴリー1【行動・コンピテンシー】

【行動・コンピテンシー】では、『バイジーの成長のために行動する』『自らのソーシャルワーカーの組織のために行動する』『自らを整える構えや姿勢を持つ』の3つのサブカテゴリーと14の概念で構成された。

『バイジーの成長のために行動する』では、〈バイジーが安心して相談できる場を提供したい〉〈バイジーの成長を支援したい〉〈バイジーを尊重したい〉といったバイジーを支持や支援する思考、SVのセッション等での〈バイジーの気づきを促したい〉〈バイジーの客観的省察力を促したい〉〈バイジーの自律的解決能力を養いたい〉といった、バイジーの成長につながる可

能性のあるスキルを育成していこうという方向性が示された。『自らのソーシャルワーカーの組織のために行動する』では、所属している組織全体への気づきや行動に対しての概念で生成されており、〈組織としてのソーシャルワーカーのアイデンティティ形成を図りたい〉〈組織の変容のための自己変容を意識している〉〈組織成長のためにスーパーバイザー自身が自らを省察する意識としている〉など、自らの変容を強く意識しているものが提示された。ほかにも組織内の関係や風土形成を意識した〈良好な組織上の支援関係風土の形成のため意図的にバイザー自らが支援を表明している〉〈バイジーが能力を発揮できるように人材能力を管理しなけ

ればならない」というマネジメントを意識した概念が示された。

『自らを整える構えや姿勢を持つ』では、〈自らの感情や考察を客観視しなければならない〉〈自らの行動に意味づけがなければならない〉といった、スーパーバイザーが自らを客観視し人材育成に取り組む構えが提示された。またこのカテゴリでは、〈他職種含めた人材の個別的理解の姿勢がチームケアを良好に導く〉といった、個別性から他職種連携への視点の広がりも示された。

②カテゴリ2【使命や目標、アイデンティティ、信じていること】

【使命や目標、アイデンティティ、信じていること】については、『人材を育成する私』と『ソーシャルワーカーである私』の2つのサブカテゴリと10の概念で構成された。

『人材を育成する私』では、自らが新人時代に十分な教育を受けることができなかった経験から、〈ソーシャルワーカーを育てるために自らは良き教育者・管理者でなければならない〉〈ソーシャルワーカーを育てるために自らは良きサポートを行わなければならない〉といった使命感や、〈自らの負の感情の排除が必要である〉といった、専門職を育てるために自らを律していかなければならないという決意がみられた。また、自らを律するために〈スーパーバイザーであることは良きバイジーである必要がある〉〈人材育成を学ぶことは組織上の自他職種の個別理解に有効でありチームケア上も良き実践者になる〉という、学習者としての自己といった視点が提示された。

『ソーシャルワーカーである私』では、〈ソーシャルワーカーとして自分が大事にしたいこと

を判断の基準としているとわかる〉〈専門的自己を自覚する〉といった、自らのアイデンティティ形成や確認に向けた概念が示された。また、〈バイジーとともにソーシャルワーカーとして成長〉〈スーパーバイザーであることはソーシャルワーカーであることを動機づける〉〈ロールモデルはソーシャルワーカーの目標になる〉といった、相互作用としての人材育成における自らへの気づきや成長に関する概念があげられた。

③カテゴリ3【葛藤や動揺、迷いや不安】

【葛藤や動揺、迷いや不安】では、『アンバランスな私』と『自らのストレスを回避する行動』という2つのサブカテゴリと12の概念で構成された。

『アンバランスな私』では、〈バイジーのストレスが判明すると適切なSVを行えず組織上の人間関係を重視せざるをえない〉〈スーパーバイザーの立場として、個人的自己と専門的自己の統制が図れなくなる〉〈SVの緊張関係や負の感情が組織に悪影響を及ぼすことへの不安視〉などのスーパーバイザー・バイジー関係の緊張における葛藤に関する概念が示された。ほかに、自らの権威性を意識するがゆえの〈バイジーの尊重をするがゆえに暗黙的な支持を行ってしまう〉や、〈人間育成を担っている感覚に陥り、限界を感じる〉〈バイジーへの相談援助者の資質適正を評価し疑ってしまう〉といった、バイジーの資質への向き合い方の葛藤の概念、また〈自らの感情を負のものとして排除しようとする〉などの自分の感情への向き合い方への葛藤の概念が示された。

『自らのストレスを回避する行動』では、〈バイジーとの距離をとる〉〈防衛的になる自らの

行動を引き起こす)〈緊張的な専門的SV関係より組織上の人間関係形成を優先する〉など、客観視するがゆえにトラブルやストレスを回避する行動傾向や、〈嫌な体験を早く整理して過去のものにしたい〉〈人間関係維持の恐怖感が生成される〉といった、リフレクション行為自体がストレスにつながっている様子が示された。

V. 考察

以上の分析から、人材育成におけるスーパーバイザーの力量形成に関わる要因として、①「組織上の困難感」の克服に向けた「組織上のサポート」要素、②「専門的自己を意識するがゆえの自己」に対するリフレクション行為のあり方、③自らの内核や在り方などに問いかける自己との対話をリフレクションプロセスとする自己肯定的気づき、の3点が示唆された。

人材育成におけるスーパーバイザーの力量形成に関わる要因について、サブカテゴリー、カテゴリーの階層化を行い検討したところ、組織内の現状においては、“人材育成を担うスーパーバイザー個としての役割重圧”が存在し、組織からのサポートの必要性を伴うほどの、人材育成意識の希薄さ、スーパーバイザー養成及びサポート体制の未整備、スーパービジョン体制の不全感や人材育成システムの欠如などの「組織上の困難感」が多くを占めていることが示唆された。したがって「組織上の困難感」の克服に向けた「組織上のサポート要素」の必要性が指摘できる。

また、リフレクションの状況においては、リフレクションに向かう対象は「個人的自己」「組織的自己」「SVセッション上の自己」「ソーシャルワーカーとしての専門的自己」を示している

ことから、“「専門的な自己を意識するがゆえの自己」をリフレクションする行為のあり方」が関連している要素と捉えることができる。

リフレクションに結び付けられた気づきや行動に関しては、「ソーシャルワーカーである私」「人材を育成するための私」「バイザーへの成長のために行動する」「自らのソーシャルワーカーの組織のために行動する」「自らを整える構えや姿勢を持つ」「アンバランスな私」「自らのストレスを回避する行動」が示された。これらは、「行動・コンピテンシー（自分は何をするか、何ができるか）」「使命や目標、アイデンティティ（自分は何を信じて、専門的な自分をどうとらえ、理想は何で、どのような使命や目標を持っているか）」「葛藤や動揺、迷いや不安」と概念化でき、“自らの内核や在り方などに問いかける「自己との対話（プロセス）」をリフレクション行為としていたことが示唆された。

このように、スーパーバイザーとしてリフレクションする対象や結び付けられた気づきや行動が明らかとなり、玉葱モデルのコア・クオリティの内核に近い「使命や目標」や「アイデンティティ」「信じていること」の層に、「ソーシャルワーカーである私」「人材を育成するための私」が位置し、その外核にある「コンピテンシー」「行動」の層に、「バイザーへの成長のために行動する」「自らのソーシャルワーカーの組織のために行動する」「自らを整える構えや姿勢を持つ」が位置づけられたが、「コア・クオリティ」に至るリフレクションは行われていなかった。さらに、「コア・リフレクション」の視点からスーパーバイザーのリフレクション行為について検討すると、玉葱モデル内の層に該当しないカテゴリーの存在として、「アンバランスな私」「自らのストレスを回避する行動」があり、コ

ルトハーヘンの玉葱モデルの限界性が示唆された。なお尾崎¹²⁾は、判断や感情が動揺し葛藤する状態を「ゆらぎ」と定義し、時に混乱や危機を意味しつつも、多面的な見方や複層的な視野、新たな発見、システムや人の成長を導く契機としている。本研究で示された「葛藤や動揺、不安や迷い」とそれにつづく「気づきや行動」は、援助者としての“ゆらぐことのできる力”につながるものと考えられ、新たなリフレクション・モデルである『玉葱+ゆらぎモデル』として再構成することができる。

これは、起こった事象や行為の反省や自己否定に終始する省察から、「意味志向型の省察」への転換であり、ゆらぎの層の存在によって「コア・クオリティ」に至る視点を獲得することができると思われる。

VI. 結語

今までの考察を玉葱モデルの視点から整理すると、スーパーバイザーが自らのコア・クオリティに接近するためのアプローチとして、以下の「コア・リフレクションの7つの問い」を提示することができる。

「使命や目標・アイデンティティ・信じていること」は、①私はどのようなソーシャルワーカーでいようとしていたのか、②私はどのようなソーシャルワーカーを育てようとしていたのか、「コンピテンシー・行動」については、③私はスーパーバイザーの成長のためにどのような行動をとろうとしていたのか、④私はソーシャルワーカーの組織のためにどのような行動をとろうとしていたのか、⑤私はどのように自らを整える構えや姿勢をとろうとしていたのか、「ゆらぎ」については、⑥私はどのような

不安やストレスを感じることができていたのか、「コア・クオリティ」については、⑦私が持ち合わせている強みや資質は何か、である。

この7つの問いは、内因的であり主観的な言語化を重視する。そのため“答えが出ない”可能性がある。自らに問いかけ、自らの「ゆらぎ」から逃避せずにいる力を獲得することは、コア・クオリティの発見につながっていく。不完全で未成熟な自らの「専門職としてのゆらぎ」を必要なプロセスであると柔軟にとらえ、「専門職としての自己」を主観的にとらえるこの「コア・リフレクション」こそ、対人援助者としての自己と他者を育てるスーパーバイザーの必要不可欠な支えとなるであろう。

また、今回は7人という少数の調査であったため、今後多数の調査を行い一般化する必要がある。今後は、この7つの問いを柱に研修プログラム等の検討を行い、スーパーバイザーの力量形成につながる「コア・リフレクション」の導入に向けてさらに研究を進めていきたい。

謝辞

本研究に快くご協力いただいた医療ソーシャルワーカーの皆様、御指導いただきました諸先生方に感謝申し上げます。

本論は、筆頭著者が高崎健康福祉大学大学院健康福祉学研究科保健福祉学専攻に提出した修士論文の一部をまとめたものである。

注

- i パラレルプロセス (parallel process) という概念は精神分析理論の「転移」「逆転移」に端を発するものである。Searles, H.F. (1955) は、スーパーバイザーはスーパービジョン中の自分自身の感情を利用してケースを的確に理解することができ、スーパーバイザーを教育し、さらにクライアント

を援助できるとしている。

- ii 本項におけるストーリーラインの記載は、匿名化を図ってもなお、個人情報を特定される可能性があるものとして、掲載を割愛した。

文献

- 1) 日和恭世：ソーシャルワークにおけるreflection（省察）の概念に関する一考察，別府大学紀要56, 87-97, 2015
- 2) 加藤由衣：省察的実践の実践モデル構築に関する一考察－ソーシャルワーク実践の構成要素からの検討－，高知県立大学紀要社会福祉学部編68, 55-69, 2018
- 3) 福田俊子：ソーシャルワーカーの自己生成過程における専門的自己の構築と解体－中動態から生起する臨床体験－，法政大学人間福祉学博士論文, 2017
- 4) 浅野貴博：ソーシャルワーカーとしての学びにおけるリフレクション－「今いるところ」から離れるために－，ソーシャルワーク学会誌33, 13-25, 2016
- 5) 日和恭生：医療ソーシャルワーカーの思考過程に関する一考察，別府大学紀要60, 103-115, 2019
- 6) 加藤由衣：省察的実践を促進するスーパービジョン機能の検討，高知県立大学紀要社会福祉学部編67, 57-71, 2017
- 7) 南彩子：ソーシャルワークにおける省察および省察学習について，天理大学社会福祉学研究紀要9, 3-16, 2007
- 8) Dewey, J. 松野安男訳：民主主義と教育，岩波書店, 230, 1975
- 9) 坂田哲人：リフレクション入門，学文社, 2, 2019
- 10) Fred A.J.Korthagen, Meijer PC, Vasalos A: Supporting presence in teacher education. The connection between the personal and professional aspects of teaching, Teaching and Teacher Education 25, ELSEVIER, 297-308, 2009
- 11) 大谷尚：質的研究の考え方－研究方法論からSCATによる分析まで，名古屋大学出版, 2019
- 12) 尾崎新：「ゆらぐ」ことのできる力－ゆらぎと社会福祉実践，誠信書房, 1999

A study on reflecting in relation to the development of medical social work supervisor competence: Focusing on the process of training medical social workers

Osami Hayashi ¹⁾, Rika Nagata ²⁾

¹⁾ Japanese Red Cross Maebashi Hospital

²⁾ Takasaki University of Health and Welfare

Key words: Medical Social Worker, Human Resource Development, Supervisor, Reflection, Core Reflection, SCAT

The current study broadly identified issues with the training of medical social workers in an organization and it used the core reflection approach to examine the structure of reflection by medical social work supervisors. Results revealed that the object of reflection (what was reflected on) was “the self as a result of an awareness of one’s professional self,” as exemplified by “the personal self,” “the institutional self,” “the self in supervision sessions,” and “one’s professional self as a social worker.” In addition, seven insights or behaviors that were linked as a result of reflection were: “I am a social worker,” “I am someone training others,” “I act to help my supervisees grow,” “I act on behalf of social workers in the organization,” “I have a composed appearance and demeanor,” “I am unbalanced,” and “I act to avoid stress.” These findings suggested the educational importance of “core reflection” as part of the development of medical social work supervisor competence. Core reflection involves subjectively viewing “one’s self as a professional” while being mindful of one’s “uncertainty as a professional.”

《研究ノート》

認知症患者の意思表示支援が看護師のセルフエンパワメントに与える影響と関連要因の質的帰納的分析

梅原 里実¹⁾, 松沼 記代²⁾, 安達 正嗣²⁾

認知症看護において、多くの看護師はパワレスネス状態にある。我々は先行研究において、認知症患者への意思表示を促す研修により看護師が対応に困難を感じる頻度やパワレスネスが低減し、他者との関係性を拒む傾向が減少することを確認した。本論では、認知症患者への共感を中心とした意思表示を促す実践が、認知症看護を行う看護師のセルフエンパワメントにあたえる影響とその関連要因を明らかにすることを目的とし、研修会に参加し共感経験尺度が変化した看護師7名を対象に、SCATを用いた質的帰納的分析を行った。

その結果12のカテゴリーが生成され、看護師のセルフエンパワメントに影響する要因として、認知症患者に対する【パワレスネス状態】、【意思疎通が困難】、【看護師本位に進めたい】などの感情が前提にあることが明らかになった。また認知症患者への意思表示を促す実践として【表現できない意思を読み取る姿勢をもつ】、【認知症者の人としての権利を守る】、【選択肢を示し自己決定できる環境を整える】、【同じ目標を持ち取り組む】が示され、それは【認知症患者を正しく理解する】機会となった。その実践は看護の喜びを実感する経験となり、【認知症ケアを行う看護師として自信を獲得】し【自己の成長を実感する】内発的な動機付けとなっていた。さらに、看護師の内面に【認知症患者への偏見があったことに気づく】という自己覚知が生じることも示唆された。

キーワード：認知症看護、共感、自己効力感、セルフエンパワメント

(2021年11月15日受理)

1. はじめに

力を与える事を意味するエンパワメントは、社会福祉、医療、看護、教育など様々な領域で用いられている¹⁾。各分野における定義は明確ではないものの、特定の「価値」に根差したものであり、「プロセス」を意味することを共通

項とし²⁾、当事者が自らの力を信じより良い方向に向かって自発的に取り組むことを目指す「やればできる」と思うことである³⁾。エンパワメントには、自らの力を自ら引き出す「セルフエンパワメント」、組織の仲間と一緒に元気になる、力を引き出す「仲間エンパワメント」、コミュニティやシステムなど全体の力を引き出す「コミュニティエンパワメント」などの種類があり、これらは互いに円環し相生の関係を

¹⁾ 高崎健康福祉大学健康福祉学研究科博士後期課程

²⁾ 高崎健康福祉大学健康福祉学研究科

もっている⁴⁾。

看護分野におけるエンパワメントの先行研究は、慢性期疾患患者や介護家族を対象にしたもの、看護師を対象としたものなど多くの報告がある。患者・家族に対するセルフケアの強化の介入や工夫により、患者・家族の自律を支援できること^{5) 6) 7)}、看護師自身への内発的動機付けにより仕事へのやりがいに繋がること^{8) 9)}などが解っている。また看護師自身のワーカーエンパワメントの概念分析による概念定義がなされており¹⁰⁾、職務満足度と離職に関連する日本語版職務エンパワメント尺度開発¹¹⁾や、高齢者のヘルスプロモーションにおける尺度開発¹²⁾など尺度開発の報告もある。しかし認知症患者を看護する看護師自身のエンパワメントに関する研究は見当たらない。

認知症のケアに関わる看護師は、認知症の中核症状に対する対応や、認知症の行動心理症状 (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia : BPSD) への対応といった困難や、認知症に対する苦手意識や苛立ちなど否定的な認識をもつことへの課題を有している^{13) 14)}。こうした看護師の無力感や自己効力感の低下状況をパワレスネス状態としてとらえ、有効なケアへの変容を導く研修などが求められている。認知症看護において、看護師の自己効力感を高める教育やスキルアップが必要である。梅原ら¹⁵⁾は、一般病院の看護師を対象にした認知症患者への意思表示を促す研修を行うことで、看護師が対応困難と感じる情緒的頻度が減少し、パワレスネスの低減に至ると報告した。また、研修前後で共感経験尺度改訂版 (Empathic Experience Scale Revised: EESR)¹⁶⁾の変化を比較した結果、他者との関係性を拒む傾向とされている両貧型が大きく減少し、看護ケアにお

ける共感力の向上を確認した。

しかし、この結果は対照研究デザインに基づくものではなく、ホーソン効果の影響は否めない。研修によるエンパワメント効果を検証するためには、看護師が実践する意思表示の支援を異なる方法論で可視化し、エンパワメントに影響する要因を抽出する必要がある。研修効果に関連する要因を知ることが、意思疎通が困難な認知症ケアにおける解決の糸口となり、組織エンパワメントとの相互作用を検討するうえでも意義がある。本研究は、認知症患者への共感を中心とした意思表示を促す看護実践において、認知症看護を行う看護師のセルフエンパワメントに影響する要因を質的帰納的分析により明らかにすることを目的とした。

2. 研究方法

1) 対象者

一般病院の病棟に勤務し2回の研修会に参加しEESRが両貧型から他の類型に変化した看護師7名を対象者とした。

2) 研修会の実施方法と内容

群馬県内の協力意向の回答があった1施設の病院長、看護部長へ許可を得、病棟看護師長、病棟看護師に対し研究に関する説明を口頭と文章で行い同意書を取り交わし実施した。研修会は基礎編及び1週間後の応用編として各1回実施した。研修会の時間は自記式質問紙調査の記入及び、質疑応答を含め60分以内とした(図1)。

3) インタビューデータの収集方法

研修会(応用編)の2週間後に個々の希望時間にあわせ、「対応に困った事例」「意思表示を

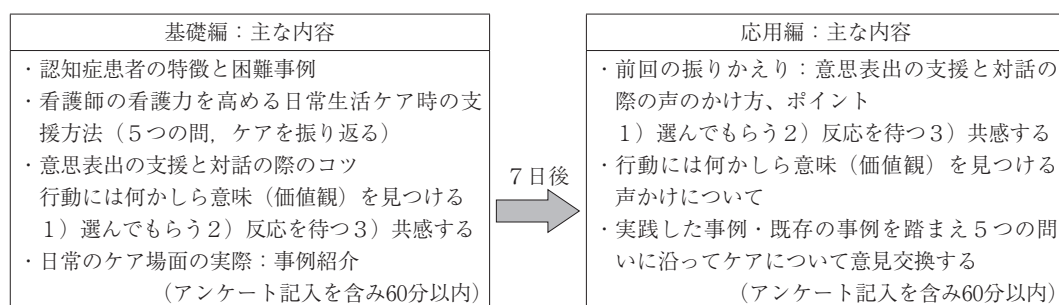


図1 意思表示を促すコミュニケーションの研修会の主な内容

促す上で注意したこと」「意思表示の支援を実施してみて嬉しかったこと」「認知症患者への印象の変化」の4題目を中心に自由に語ってもらい許可を得てICレコーダーに録音した。年齢、性別、看護師経験年数、部署での経験年数に関する自記式記述形式とした。

4) 分析方法

(1) 分析手法

分析はStepfor Condng and Theorization (SCAT) の手法を用いて質的帰納的分析を行った。SCATは4ステップによる分析の過程が明示されるため妥当性が確保された手法であり¹⁷⁾、少ないデータにも活用が可能である¹⁸⁾。

(2) 分析手順

データを1名ずつひとまとまりのテキストにし、テキスト外の内容、テーマ、構成概念、ストーリーライン、理論記述を抽出する。その後研究者間で繰り返し手順を検討しサブカテゴリー、カテゴリー、コアカテゴリーを生成する。

3. 倫理的配慮

本研究は、高崎健康福祉大学倫理委員会の審査を受け承認を得た（2020年7月、承認番号2024）。研究対象者へ研究の主旨と目的、協力

内容、自由意思、拒否権、同意撤回、匿名性の担保、データの管理方法、個人情報の保持、研究終了後のデータの廃棄方法などについて文章と口頭で説明し同意書を取り交わした。本研究において企業などの利益相反はない。

4. 結果

1) 対象者の属性

年齢は20～60歳代（平均45.7±6.2歳）、性別は女性6名（85.7%）、男性1名（14.3%）、資格は看護師6名（85.7%）、准看護師1名（14.3%）であった。経験年数は10年以上が6名（85.7%）、3～5年が1名（14.3%）であった。

2) SCATによるテキストの分析結果

インタビュー時間は合計176分で一人平均25.1分であった。【カテゴリー】、《サブカテゴリー》、＜概念＞、「テキスト外の概要」として題目ごとに分類し分析した。「テキスト外の概要」は172項目であった。

(1) 認知症患者へ看護していて困ったこと

カテゴリーは【パワレスネス状態になる】【意思疎通が困難である】【看護師本位に進めたい】の3要素が生成された。

(2) 患者の意思の表出を促すうえで注意したこと

カテゴリーは【表現できない意思を読み取る姿勢をもつ】【認知症者の人としての権利を守る】【選択肢を示し自己決定できる環境を整える】【同じ目標を持ち取り組む】の4要素が生成された。

(3) 意思表出の支援を実施してみて嬉しかったこと

カテゴリーは【認知症患者を正しく理解する】【認知症ケアを行う看護師として自信を獲得す

る】【自己の成長を実感する】の3要素が生成された。

(4) 認知症患者への印象の変化

カテゴリーは【認知症患者への偏見があったことに気づく】【変化はない】の2要素が生成された。

3) 意思表出を促す看護実践と看護師のセルフエンパワメントの関連 (図2)

上記2) (1)~(3)で生成されたカテゴリーは、図2のとおり相互に関連していた。

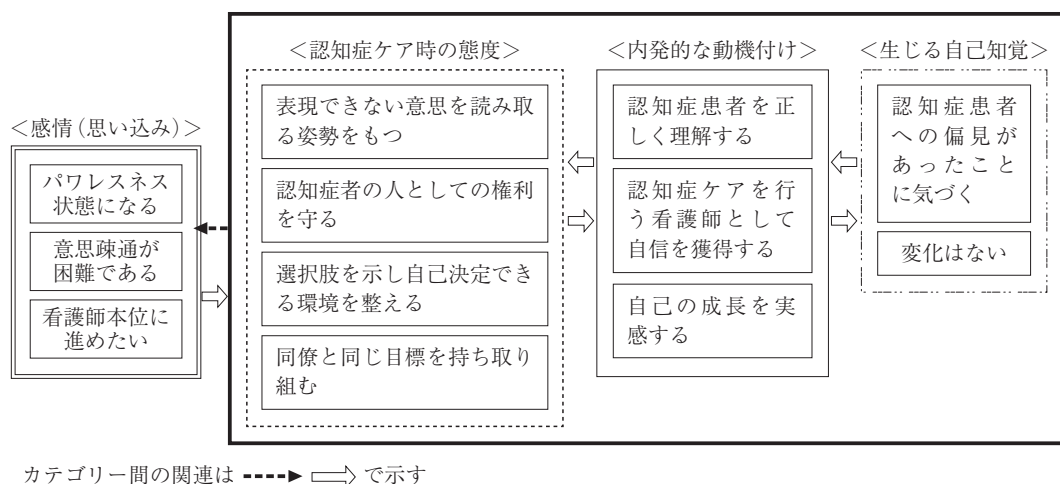


図2 共感を中心とした研修がセルフエンパワメントに影響した要因

5. 考察

EESRの対人関係性が弱く共感性が最も低い両貧型¹⁹⁾から他の型に変化した7名の属性において、年齢や性別、経験年数の特徴は認められなかった。認知症患者を理解するには積極的な介入や工夫が必要であり^{20) 21)}、《対応方法がわからない》ために【パワレスネス状態になる】や、《言動の背景や思いを理解できない》などの患者と看護師間に生じる【意思疎通が困難で

ある】さらに、《看護師主導による対応となる》ため【看護師本位に進めたい】のカテゴリーは、無関心、無気力な介入はなく、問題意識を持った結果と捉えられる。

また看護師は《認知症患者の表現できない思いを知ろうとする姿勢》をもって、【表現できない意思を読み取る姿勢をもつ】ことを実践していた。共感を中心とした意思表出を促す実践により、自身の中にある偏見、先入観、決めつけを再検討²²⁾し、患者の意思をわかろうとした

ことが伺える。さらに「認知症患者自身で決めることの価値を認識する」ことは、その人らしさへの支援につながる行為²³⁾であり、【認知症者の人としての権利を守る】実践と考える。認知症患者は適切な支援やケアにより日常生活を維持できることは周知されている^{24) 25)}。看護師側の表情や口調、語調などにより安心感を与えることは重要²⁶⁾であり、「安心・快を得られるケアを工夫する」にて「精神を安定させる」実践は、興奮や怒りを鎮め「ニーズを読み取る」ことを容易²⁷⁾にしていたと考える。また、「選択肢を示し選んでもらう」の【選択肢を示し自己決定できる環境を整える】実践は、認知症患者とのコミュニケーションの送信・受信の障害を低減させていたと考える。さらに「皆で連携し取り組む」を病棟で実施し【同僚と同じ目標を持ち取り組む】は、目標の共有と連携を可能にするチーム医療に基づく実践²⁸⁾となっていたことが伺える。またさらに、経験は思考と行動を繰り返す習慣の中で生まれ、人の「認知」は経験によって影響される²⁹⁾。日常のケアの中で繰り返す意思表出を促す看護実践は【認知症患者を正しく理解する】経験となったと考える。

エンパワメントは本来自分はやればできると信じ、良い方向に向かうように自発的に取り組むことである³⁰⁾。「認知症患者との信頼関係を構築する」、「看護師としての自信と達成感を味わう」などの看護する喜びの実感が内発的な動機付けとなり、【認知症ケアを行う看護師として自信を獲得する】に至ったと考える。またこの達成感は「ケアの仕方が変わる」など【自己の成長を実感する】きっかけとなっていた。それらは「向き合うべき患者となる」、「認知症でない人と同じ看護の対象者となる」など認知症患者への印象を変化させ【認知症患者への

偏見があったことに気づく】看護師の内面に影響を与えていた。しかし自分自身が「変わったことがわからない」ジレンマや、「良い結果を出せなかった情けなさ」を抱くことで、【変化はない】思いに留まる問題を有しており、このような問題を回避するには、他者からの承認や客観視できる評価³¹⁾などの組織的なエンパワメントが必要である。

6. 研究の限界と課題

今後はセルフエンパワメントと組織エンパワメントとの関係性を明らかにすることで、看護師のエンパワメントの継続と促進につながる要因の分析に取り組む。

7. 結論

認知症看護を行う看護師のセルフエンパワメントに影響する要因として、認知症患者に対する【パワレスネス状態になる】【意思疎通が困難である】【看護師本位に進めたい】などの感情（思い込み）が前提にあることが示された。認知症患者への意思表出を促す実践において、【表現できない意思を読み取る姿勢をもつ】【認知症者の人としての権利を守る】【選択肢を示し自己決定できる環境を整える】【同じ目標を持ち取り組む】といった態度が重視され、その実践は【認知症患者を正しく理解する】機会となり、看護の喜びを実感する経験により【認知症ケアを行う看護師として自信を獲得する】や【自己の成長を実感する】などの内発的な動機付けが生じていた。さらに看護師の内面には、【認知症患者への偏見があったことに気づく】などの自己覚知が生れることも示唆された。

謝辞

本研究に快くご協力いただいた関係者および看護師の皆様、御指導いただきました諸先生方に感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 安梅勅江：エンパワメントのケアの科学－当事者主体のチームワーク・ケアの技法，医歯薬出版，18-26, 2004
- 2) 久木田純，渡辺文夫：エンパワーメント人間尊重社会の新しいパラダイム，至文堂，376, 10-34, 1998
- 3) 日本保健福祉学会（編）安梅勅江：保健福祉学当事者主体のシステム科学に構築と実践，北大路書房，4-5, 2015
- 4) 1) 前掲
- 5) 岩本裕理：急速交代型の症状を呈する統合失調感情障害の長期入院患者との関係構築の重要性A氏への看護におけるエンパワメントのプロセス，日本精神科看護学術集会誌，60(2)，124-128, 2018
- 6) 梅野華乃子：家族エンパワメントの視点を含んだ患者・家族への援助アルコール性肝硬変をベースに持つ患者と家族を対象に，森岡赤十字病院紀要，27(1)，60-63, 2018
- 7) 藤田佐和，庄司麻美，豊田邦江，他：在宅移行する終末期がん患者のエンパワメントを支える看護ケア指針の活用効果と課題，高知女子大学看護学会誌，43(2)，111-122, 2018
- 8) 赤沢昌子：地方総合病院における看護師へのエンパワメントと仕事のコントロール燃え尽き状態との関係，日本看護学会論文集看護管理，34, 145-147, 2004
- 9) 西垣里志：性疾患訪問看護師にエンパワメントについて，聖泉看護研究，7, 47-52, 2018
- 10) 金井Pak雅子：ワーカーエンパワメント，看護研究，43(2)，139-150, 2010
- 11) 佐々木美奈子：日本語版職務エンパワメント尺度開発，日本看護学会誌，31(2)，52-59, 2011
- 12) 百瀬由美子：高齢者のヘルスプロモーションにおけるエンパワメント尺度の開発，身体教育医学研究8(1)，21-32, 2007
- 13) 川村晴美，三村洋美，俵積田ゆかり：急性期病院で認知症高齢者をケアする看護師の困難感，昭和学士会誌，80(6)，491-498, 2020
- 14) 森本恵り子，平田弘美（2019）：急性期病棟における認知症高齢者看護に関する文献検討，人間看護学研究：17, pp.77-86.
- 15) 梅原里実，松沼記代，安達正嗣，他：自己決定が困難な認知症患者の意思表示に対する看護師の支援－一般病院におけるエンパワーメントモデルの検証，日本保健医療学会，1-18, 2021
- 16) 角田豊：共感経験尺度改訂版（EESR）の作成と共感性の類型化の試み：教育心理学研究，42(2), 193-200, 1994
- 17) 大谷尚：4ステップコーティングによる質的データ分析手法SCATの提案－着手しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続き，名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要，54(2)，27-44, 2008
- 18) 大谷尚：質的研究の考え方-研究方法論からSCATによる分析まで，名古屋大学出版会，403, 2019
- 19) 16) 前掲
- 20) 嘉藤育子，原祥子：一般病棟における認知症高齢者の転倒の危険性に対する看護師の判断，島根大学紀要，37, 51-59, 2014
- 21) 河相てる美，小出えり子，境美代子，中野慎夫：周手術期における認知症患者への関わり方の現状と課題，共創福祉，12（1），1-10, 2017
- 22) 川野雅資：新看護観察のキーポイントシリーズ精神科I，中央法規，2011
- 23) 黒田寿美恵，船橋真子，中垣和子：看護学分野における「その人らしさ」の概念分析－Rodgersの概念分析法を用いて－，日本看護研究学会雑誌，40(2)，141-150, 2017
- 24) 中川かおり：BPSDを示した認知症高齢者への看護実践，老年看護学会誌，24(2)，4-54, 2020
- 25) 吉本梨恵，沖中由美：BPSDのある認知症高齢者の「心地良さ」に働きかける看護職の支援の特徴，Hospic and Home Care, 27(1)，1-10, 2019
- 26) 北川公子(代編)，山田律子：系統看護学講座専門分野Ⅱ老年看護学第6章，医学書院，2020
- 27) 佐久間美里，淵田英津子：認知症高齢者の行動・心理症状に対する介護施設の看護・介護職員が実施しているケアの特徴，日本認知症ケア学会誌，19(2)，437-447, 2020.
- 28) 内野聖子，葉袋淳子，相内恵津子他：終末期にある認知症高齢者が経口摂取を維持できる摂食ケアにおけるチームアプローチの実践，岐阜県医療科学大学紀要，10, 29-39, 2016
- 29) P.Benner, P.L.Hooper, D.Stannard井上智子監訳Clinical Wisdom and Intervention in Critical Care, 医学書院，2005
- 30) 1) 前掲
- 31) 佐々木美樹，湯本淑江，他：看護師長のリーダー

シップとスタッフ看護師のエンパワーメントの
関係-文献検討, 日本医療・病院管理学会誌, 133-
142, 2018

A qualitative analysis on influence and related factors to self-empowerment of nurses regarding supportive care for expressing own intention by patients with dementia

Satomi Umehara, Kiyo Matunuma, Masashi Adachi

Department of Health and Welfare, Takasaki University of Health and Welfare

The present study aimed to examine influence and related factors to self-empowerment of nurses regarding supportive care for expressing own intention by patients with dementia, and the authors conducted a qualitative analysis using the SCAT for seven nurses those scales of the empathy has been changed according to participations of the specific seminar. The results of the analysis generated 12 categories, and [powerlessness], [difficulties of communication], and [self-directed care] were indicated as preliminary factors. And the nurses estimated actual care as [to understand intention of patients expressed hardly], [to protect human rights], [to improve self-intention by patients], [to share same goals of care], and [to understand patients adequately]. These attitudes led to motivation with [self-efficacy] and [feeling of self-growth], and it induced self-awareness of stigma to dementia along with inside of nurses themselves.

Key words: nursing for dementia, Sympathy, Self-efficacy, Self-empowerment

《資料》

不登校の現況，変遷，今後の対応のあり方について

角野 善司

今日，不登校への対応は，教育上の重要な課題となっている。本資料では，不登校の現況について，文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を検討した。令和2年度（2020年度）の不登校児童生徒数は，小学校・中学校のいずれも過去最多を更新するなど，近年，不登校児童生徒は，過去に類のないレベルで増加する傾向にある。次に不登校の捉え方の変遷を，用語使用および文部科学省調査における不登校の調査対象の観点から分析した。最後に，教育機会確保法に基づく，これからの不登校対応について論じた。登校という結果のみを目標にするのではなく，実質的に教育の機会を確保して効果を上げることを重視するこの法律の基本理念に基づいた柔軟な不登校対応は，児童生徒の現在そして将来の幸福・利益・自立を重視したものであり，これが根付いていくことが期待される。

キーワード：不登校，児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査，義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）

（2021年11月17日受理）

1. はじめに

学校教育は，児童生徒が登校して学習指導および生徒指導を受けることを前提としてきたと言える。しかし，現実には，不登校の状況にある児童生徒がいる。いずれの学校段階においてもそのような児童生徒は存在するが，特に義務教育段階は，人格・社会性の形成過程であり，その後の教育・社会生活の基礎をつくる時期であるだけに，この段階での不登校への対応は教育上の重要な課題となっている。本資料では，小学校および中学校における不登校の現況および高崎健康福祉大学人間発達学部子ども教育学科

び変遷について，統計調査や先行研究に基づいて整理し，今後の対応のあり方について論じていく。

2. 不登校の現況

文部科学省は，「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査¹⁾」において，不登校に関する調査を毎年実施している。これは，いじめ・暴力行為等の問題行動と不登校等に関する，全国の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を対象とした全数調査である。同調査では，年度間に連続又は断続して30日以

上欠席した児童生徒を「長期欠席者」としている¹⁾。そして、表1に示すとおり、長期欠席の理由を、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4つに分類し（令和2年度調査においては、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加した）、このうち「不登校」にあたる者を、不登校児童生徒として数えている。なお、この不登校の定義は、学校不適応対策調査研究協力者会議²⁾が1992年の報告書で示した定義「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」によるものであり、今日まで文部科学省はこれを以て不登校としている。

以下、令和2年度（2020年度）同調査³⁾より、小学校および中学校のデータを取り上げ、不登校の現況を検討していく。

(1) 不登校児童生徒数および割合と、その年次推移

小学校・中学校における理由別長期欠席者数を表2に示した。

これによると、不登校児童生徒は196,127人であり、これは全児童生徒の2.0%、49人に1人の割合である。これを小学校・中学校に分けると、小学校は63,350人（全体の1.0%、100人に1人）、中学校は132,777人（全体の4.1%、24人に1人）である。特に中学校の場合、40人学級で1.6人を上回る非常に高い率で、不登校が生じている。続いて、図1および図2は、不登校児童生徒数およびその割合の年次推移を、それぞれ示したものである。小学校・中学校ともに、平成25年度以降、8年連続して不登校児童生徒数は増加し、その割合も上昇している。不

表1 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における、長期欠席者の理由別分類

病気	本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）
経済的理由	家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）
新型コロナウイルスの感染回避	新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断した者
その他	上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者 * 「その他」の具体例 ア 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 イ 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者 ウ 連絡先が不明なまま長期欠席している者 エ 「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者

（注）「新型コロナウイルスの感染回避」及び「『その他』の具体例 エ」は、令和2年度調査において追加。

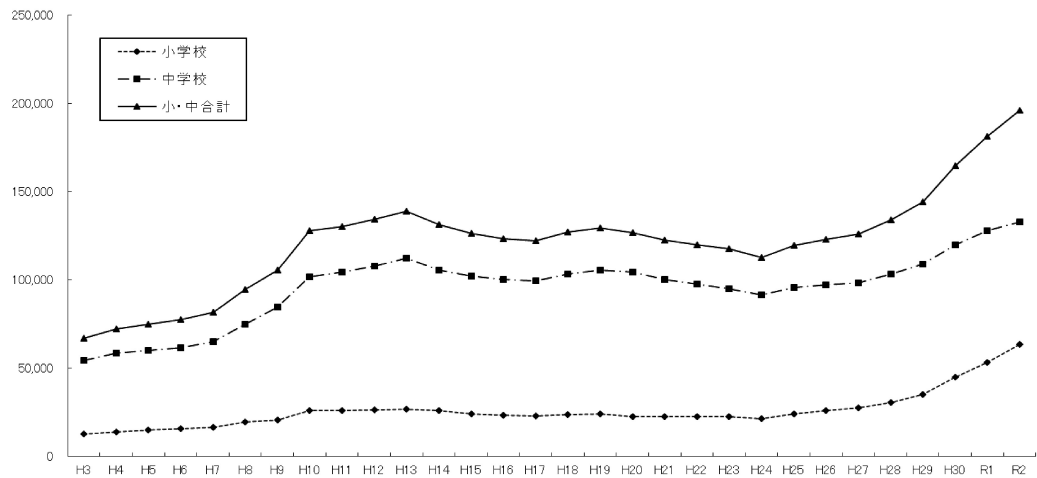
（令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より、筆者再構成）

表2 小・中学校における理由別長期欠席者数（不登校等）

区分	在籍児童 生徒数	理由別長期欠席者数					
		病気	経済的理由	不登校	新型コロナウイルスの 感染回避	その他	計
小学校	6,333,716	18,539	13	63,350	14,238	17,606	113,746
		0.3%	0.0%	1.0%	0.2%	0.3%	1.8%
中学校	3,244,958	25,888	20	132,777	6,667	8,649	174,001
		0.8%	0.0%	4.1%	0.2%	0.3%	5.4%
計	9,578,674	44,427	33	196,127	20,905	26,255	287,747
		0.5%	0.0%	2.0%	0.2%	0.3%	3.0%

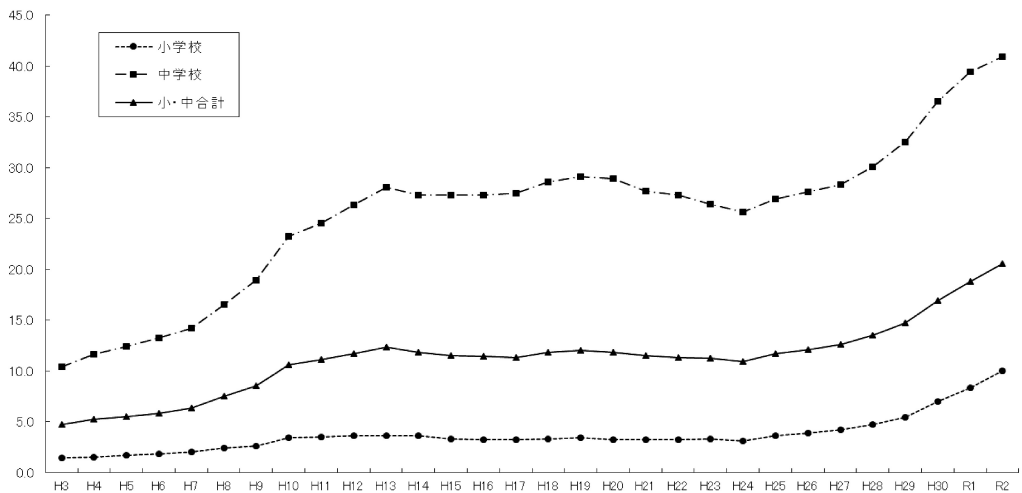
（注）下段は、各区分における在籍児童生徒数に対する割合

（令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より、筆者再構成）



（令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より）

図1 不登校児童生徒数の推移



（令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より）

図2 不登校児童生徒の割合の推移（1,000人当たりの不登校児童生徒数）

登校児童生徒の割合は、小学校では平成26年度以降7年連続、中学校では平成28年度以降5年連続して過去最高を更新しており、近年、不登校児童生徒は、過去に類のないレベルで増加する傾向にある。

(2) 不登校児童生徒数の、学年進行に伴う推移

図3に、学年別不登校児童生徒数、および不登校の状態が前年度から継続している（前回調査でも不登校に計上されていた）児童生徒数、そして両者の比を示した。高学年になるほど不登校児童生徒が多くなる傾向が見いだせるがⁱⁱ、隣接する学年間で比較すると、中学校1年生は小学校6年生の約1.8倍と急増しており、小学校から中学校へと移行し、その環境に適應する上での困難さ、いわゆる「中1ギャップ」が反映されていると考えられる。また、不登校の状態が前年度から継続している児童生徒の割合は、中学校1年生を除き、学年が上がるにつれ高まっている。不登校が解消しないままに次の学年を迎えるケースが蓄積するところに、中学

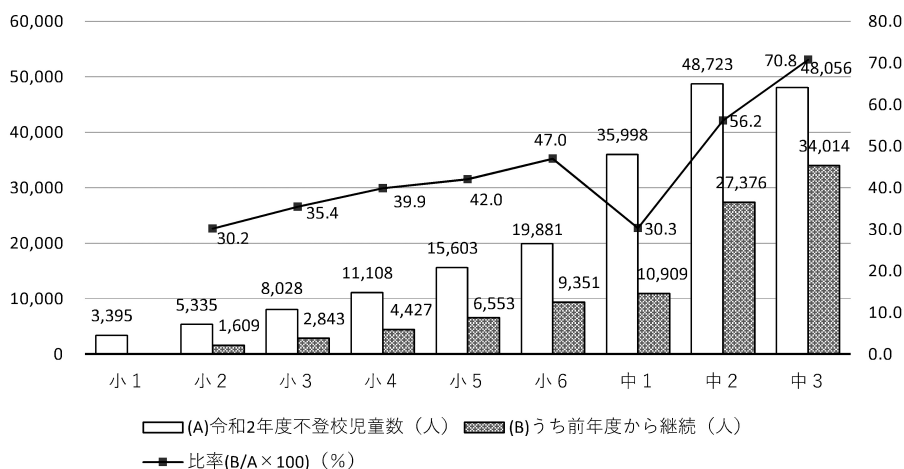
校1年生で多く生じた新規不登校が重なったものと解釈される。

(3) 不登校児童生徒の欠席期間

表3に不登校児童生徒の欠席期間別実人数を示した。不登校児童生徒のうち、欠席日数が90日以上の方が、107,771人であり、過半数の54.9%を占める。また、小学校と中学校に分けて見ると、小学校は27,736人で43.8%、中学校は80,035人で60.3%となり、中学校の方が高率である。出席日数が10日以下の者、出席日数が0日の者においても同様であり、中学校の方が、不登校で欠席している日数が多い傾向が顕著である。

(4) 不登校の要因

同調査では、各児童生徒の不登校の要因について、13項目の選択肢の中から当てはまるものを最大3つまで選択可として回答を得ているⁱⁱⁱ。図4には、小学校・中学校のそれぞれにおける、相対度数の上位5項目を示した。なお、令和2



(令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より、筆者再構成)

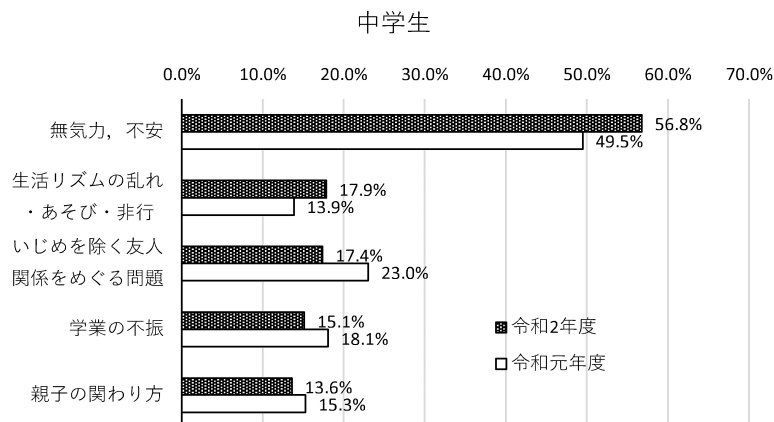
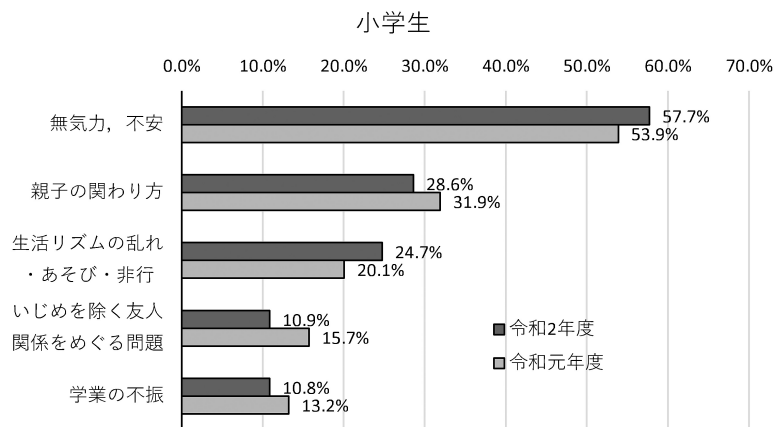
図3 学年別不登校児童生徒数、および不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数

表3 不登校児童生徒の欠席期間別実人数

区分	不登校 (欠席日数が 30日以上の子)	うち、欠席日数が 90日以上の子		
		うち、出席日数が 10日以下の者	うち、出席日数が 0日の者	
小学校	63,350	27,736 43.8%	5,640 8.9%	2,095 3.3%
中学校	132,777	80,035 60.3%	19,928 15.0%	6,166 4.6%
計	196,127	107,771 54.9%	25,568 13.0%	8,261 4.2%

(注) 下段は、各区分における不登校児童生徒数に対する割合

(令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より、筆者再構成)



(注1) 不登校児童生徒全員につき、主たる要因を13項目から1つ選択。主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につきさらに2つまで選択可。

(注2) パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

(令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より、筆者再構成)

図4 不登校の要因

年度の調査結果に加え、補足的な比較検討のために令和元年度のデータも併せて掲載した。

「無気力、不安」は、小学校で57.7%、中学校で56.8%と、ともに最も多く選択されており、そのような児童生徒への寄り添いの重要性がうかがわれる。また、「親子の関わり方」は小学校では28.6%（2位）であったものが中学校では13.6%（5位）に割合が下がっているが、これとは対照的に、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が小学校では10.9%（4位）であったものが中学校では17.4%（3位）に上がっている。小学校時には親による過干渉・放任などの親子関係を中心とした家庭のありようが不登校に影響していたものが、対人関係の発達に伴い、中学校においては学校における友人関係が大きな意味を持ってきたと見なすことができよう。また、「学業の不振」は小学校で10.8%（5位）であったものが、中学校では15.1%（4位）とより高い割合で選択されている。『生徒指導提要』⁴⁾でも指摘されるように、学業の不振は、学習意欲の低下や学校生活への不適応を招き、結果として不登校につながる面がある。入学者選抜において学力が重視される高等学校進学を控えた中学生は、学業成果が学校適応において一層大きな意味を持つと言えよう。学習指導の

充実は、不登校対策としても重要である。「生活リズムの乱れ、あそび、非行」は、小学校で24.7%（3位）、中学校で17.9%（2位）であり、生活指導の重要性を示唆する結果であると言える^{iv}。

(5) 指導による不登校状態の変化

表4は、不登校児童生徒への指導結果状況である。小学校・中学校ともに、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒が4分の1強であり、残りの4分の3弱は、指導中である。

3. 不登校の捉え方の変遷

次に、今日に至るまで、不登校がどのように捉えられてきたかを検討する。

(1) 用語の変遷

保坂⁵⁾による不登校をめぐる歴史に関するレビューから、不登校にかかわる用語の変遷に関する要点を、表5にまとめた。

学校教育は、当初から病気などの正当な理由がないままに欠席する児童生徒が存在しており、これらは「怠学」という観点から捉えられ

表4 不登校児童生徒への指導結果状況

区分	不登校児童生徒数	指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	指導中の児童生徒
小学校	63,350	17,596	45,754
		27.8%	72.2%
中学校	132,777	37,288	95,489
		28.1%	71.9%
計	196,127	54,884	141,243
		28.0%	72.0%

(注) 下段は、各区分における不登校児童生徒数に対する割合

(令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より、筆者再構成)

表5 不登校概念の変遷

研究上の用語の変遷		わが国での用語使用の変遷
「学校恐怖症 (school phobia)」 (Johnson et al,1941)	怠学とは異なる神経症的症状を持つ	1950年代後半からの研究で使用
↓		
「学校ぎらい (reluctance to go to school)」 (Klein,1945)	恐怖症とみなすことを留保	学校基本調査：昭和41年度（1966年度）分以降、長期欠席理由の分類項目として採用
↓		
「登校拒否 (refusal to go to school)」 (Warren,1948; Kahn,1958)	病理がそれほど特殊なものではない	1970年代以降、一般化
↓		
「不登校 (non-attendance at school)」 (Hersov,1960)	疾患単位や症候群としてとらえない	1980年代後半以降、定着 学校基本調査：平成10年度（1998年度）分以降、長期欠席の理由「学校ぎらい」を「不登校」に変更

(保坂に基づき、筆者作表)

てきた。

やがて、長期欠席者の中に怠学とは違った神経症的症状を持つ者がいるとの指摘がなされるようになり、怠学から分離・独立した長期欠席の一類型として「学校恐怖症」の概念が提唱された。その後、これを恐怖症とみなすことを留保する立場から「学校ぎらい」、病理がそれほど特殊なものではないとして「登校拒否」といった語が用いられるようになった。さらにその後、これは疾患単位や症候群として捉えられないとする立場から「不登校」という名称が提唱された。

わが国では、1950年代後半からの研究で、「学校恐怖症」が使用されているものがある（「神経症的登校拒否」の語も用いられている）。「学校ぎらい」は、学校基本調査⁶⁾において昭和41年度（1966年度）の長期欠席理由の分類項目として採用され、以後平成9年度（1997年度）までこの語が使用された。「登校拒否」は、1970年代以降一般化したが、鑑⁷⁾は「『恐怖症』という精神病理学的イメージを避け、もっと一般的な不適応行動として捉え、関わって」と

いう風潮の表われ」とも指摘している。「不登校」は、1980年代後半以降定着した用語で、学校基本調査では、平成10年度（1998年度）以降の集計において長期欠席の理由「学校ぎらい」を「不登校」に変更している。

以上が、保坂が示す不登校概念の変遷である。

「学校恐怖症」という捉え方は、学習のある学校の長期欠席イコール怠学、という単純な図式を崩した点で意義があろう。しかし、神経症の一つである恐怖症という枠だけで、怠学以外の長期欠席を網羅できるわけではない。それが「学校ぎらい」「登校拒否」という捉え方が生まれた背景の一つであると考えられる。しかし、この二つの概念も、学校が好きだが／嫌いではないが通えない、学校に行きたいが／行きたくないのではないが行けない、といった児童生徒を的確に表すことができていない。そこで、「不登校」がこれらに代わって一般的に用いられるようになった。

なお、土方⁸⁾は、1989年に法務省が刊行した「不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告⁹⁾」が、公的機関としていち早く「不登校」

を用いた事例であったことを指摘している。その意味で、「不登校」は病理や学校社会からの逸脱ではなく、人権問題として捉えていくべき課題という意味を内包していると言えよう。

このようにして、今日最も一般的な用語となった「不登校」であるが、前節の表1でも見たように、文部科学省による定義では、病気や経済的理由による長期欠席はこれに含まない。しかし、文字どおりに「不登校」という語を捉えれば、「登校せず」であり、登校していない状態すなわち長期欠席全てを指すことになる。その点で、「不登校」は字義よりも限定的な意味で用いられていることに、留意が必要である。

また、怠学による長期欠席は、病気や経済的理由には当たらないため、現在の文部科学省調査においては「不登校」にカウントされていることになる。そもそも怠学によらない長期欠席をいかに捉えるべきか、という問題提起にルーツを持つ「不登校」が怠学を含むことに、疑問

を持つ向きもあろう。これについては、前述の人権問題として不登校を捉える立場に立てば、怠学の要素を含むか否かによらず、長期欠席児童生徒への対応および支援がより重要であるということになる。また、1980年代後半には怠学と従来の「登校拒否」との線引きが明確にできない事例が増えていったとの指摘も滝川¹⁰⁾によってなされている。以上より、今日においては、怠学も含めた不登校として理解し、対応することが求められていると言えよう。

(2) 文部科学省調査における不登校の調査対象の変遷

前項で触れたとおり、学校基本調査において昭和41年度（1966年度）の長期欠席理由の分類項目として「学校ざらい」を採用して以降、文部省／文部科学省は、毎年、不登校児童生徒の統計をとっている。その変遷を、表6に示した。

当初は、50日以上欠席者を長期欠席者とみなし、そのうちの欠席理由が「学校ざらい」にあ

表6 文部科学省調査における不登校の調査対象の変遷

調査対象 年度	調査	呼称	長期欠席 者の要件	備考
昭和41年度 (1966年度)	学校基本調査	学校ざらい	50日以上 欠席	
平成3年度 (1991年度)			30日以上 欠席	50日以上欠席者も合わせて調査
平成10年度 (1998年度)				
平成11年度 (1999年度)		不登校		50日以上欠席者を廃止
平成27年度 (2015年度)	児童生徒の問題行動等 生徒指導上の諸問題に関する調査			理由別長期欠席者数の項目を、 調査間で移行
平成28年度～ (2016年度)	児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査			90日以上欠席／出席10日以下／ 出席0日も合わせて調査 調査名変更

(筆者作表)

たる者を不登校児童生徒として数えていたが、平成3年度（1991年度）以降、30日以上欠席が長期欠席者の要件となった。これは、要件となる日数を減らすことで、不登校が長期化・固定化する前の対応を現場に促すことを意図したものと考えられる。それ以前の統計との比較のために、50日以上欠席者数も合わせて集計していたが、平成10年度（1998年度）までで廃止されている。

しかし、理由別長期欠席者数の項目が、学校基本調査から児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査に移行された平成27年度（2015年度）からは、新たに90日以上欠席／出席10日以下／出席0日の者の数も合わせて調査するようになった。これは、以前の50日よりさらに長期にわたる欠席者が一定以上の割合で存在し、彼らへの対応の重要性も増したことが理由として挙げられよう。

このように不登校調査の対象となる要件の変化からも、その時点で不登校に関してどのようなことが重視されていたのかが浮かび上がってくる。

4. 不登校に対する今後の対応のあり方

不登校が学校教育における課題として認識されるようになって以来、不登校対応の究極の目標はひとえに再登校に置かれていたと言えよう⁹。確かに、再登校することで、学習の促進や社会生活への適応など望ましい効果が期待されるところである。しかし、不登校の増加に伴い、そのような考え方への疑念が生まれてきた。奥地¹¹⁾は、1980年代の半ばごろから、フリースクール等の不登校児童生徒の居場所がつくられるようになり、そこでは、不登校を受け止める発想で、

学校教育にこれだけ苦しむということから、国が決めている教育のあり方以外のオルタナティブなあり方を求める考え方が生じてきたと指摘している。そして、その後もフリースクール等が増えていった。

このような流れの上に、法整備がなされ、2016年に「教育機会確保法」（正式名称：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）¹²⁾が制定された。さらに、翌2017年には同法に基づく基本方針「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」¹³⁾が定められ、2018年にはその基本方針に基づく、より実地的な対応についての通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」¹⁴⁾が発出されている。

以下、上記通知の要点を表7に示し、不登校児童生徒に対してどのような支援が図られているかを紹介していく。

(1) 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

支援の視点として、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すなど、実質的に教育の機会を確保して効果を上げることを重視している。また、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があるとしており、画一的でない対応が求められている。家庭への支援・保護者との課題意識の共有や信頼関係づくりなども強調している。

(2) 学校等の取組の充実

学校等の取組として、まずは、不登校が生じ

表7 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」〔令和元年10月25日〕の要点

- | | |
|--|---|
| <p>1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すこと。 ・不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行うこと。 ・家庭と学校、関係機関の連携を図ること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくること。そして、保護者が気軽に相談できる体制を整えること。 <p>2 学校等の取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定すること。その際、「児童生徒理解・支援シート」を作成することが望ましいこと。 ・児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すこと。 ・いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。 ・学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ること。 ・不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合、一定の要件を満たせば、指導要録上出席扱いとすることができること。 ・不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができること。 <p>3 教育委員会の取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、教員に不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくこと。 ・義務教育学校等において9年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進すること。 ・不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。 ・教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること。 ・教育委員会においては、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。 ・学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設やNPO等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。 |
|--|---|

(筆者作表)

ないような魅力ある学校づくり、いじめ・暴力行為等問題行動を許さない学校づくりが挙げられる。他にも、学業の不振が不登校のきっかけにならないよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を推進すること／「チーム学校」として、不登校児童生徒の状況に係る情報を、学校の教職員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と共有し、連携・分担すること／教育支援センター・不登校特例校だけではなく、従来十分に連携が

取れていなかったケースも多いフリースクールなど民間施設との連携を図ること、などが重視されている。

また、上記の関係者間での情報共有・連携をスムーズにするために「児童生徒理解・支援シート」の参考様式を示していることも、今後効果が上がっていくことが期待される施策であろう。

さらに、学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合や、自宅におい

てICT等を活用した学習活動を行った場合、一定の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができるなど、柔軟に対応できる仕組みが作られている。

(3) 教育委員会の取組の充実

教育委員会は学校等の取組を支援する役割を担うものであり、そのためには、研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ることが求められる。また、図3でも見たように、いわゆる「中1ギャップ」に由来する不登校の発生を抑えるため、小中一貫教育を行う義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善も対応の一つとして示されている。

さらに、公的な不登校対応施設である教育支援センターの整備充実を進めるとともに、それを中核として、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること／訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めることなど、支援のコーディネーターとなることが求められている。

以上、教育機会確保法とそれに基づく不登校対応を見てきた。上記の内容に加え、GIGAスクール構想や、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業などにより、結果として、不登校児童生徒に対する対応において、ICTを活用した学習活動が今後展開していける素地ができた面もあると考えられる。

学校教育は集団指導を基本とするものだけに、冒頭でも述べたとおり、児童生徒が登校す

ることを前提とするものではあるが、それぞれの考えを持つ者が集団で生活する以上、必ず不登校状態になる者は生じてくる。今後、児童生徒の現在そして将来の幸福・利益・自立を重視した、教育機会確保法の基本理念に基づいた柔軟な不登校対応が求められ、これが根付いていくことが期待される。

注

- i 令和元年度調査までは、年度間に30日以上欠席した児童生徒について調査したが、令和2年度調査においては、新型コロナウイルス感染症対策のために臨時休業期間が取られたことを考慮し、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査した。
- ii 令和元年度までの過去10年間の調査では、一貫して小学校1年生から中学校3年生まで、高学年になるほど不登校児童生徒が多くなる単調増加を示してきたが、令和2年度は、中学校2年生の不登校児童生徒数が最多となっている。これは、中学校3年生のみ、不登校児童生徒数が前年度より減少したためと考えられるが、その背景については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う要因の影響の可能性も含め、令和3年度以降の調査結果も踏まえて検討する必要がある。
- iii 不登校の要因は、学校／家庭／本人に係る状況の3つのカテゴリーにわたり、13の選択肢が設けられている。

学校に係る状況：いじめ／いじめを除く友人関係をめぐる問題／教職員との関係をめぐる問題／学業の不振／進路に係る不安／クラブ活動、部活動等への不適応／学校のきまり等をめぐる問題／入学、転編入学、進級時の不適応

家庭に係る状況：家庭の生活環境の急激な変化／親子の関わり方／家庭内の不和

本人に係る状況：生活リズムの乱れ、あそび、非行／無気力、不安

- iv 令和2年度の結果を令和元年度と比較すると、小学校・中学校のいずれにおいても、「無気力、不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」の選択率が上がり、他は下がっている。新型コロナウイルスの感染拡大が児童生徒の心を不安定にした

り、臨時休業期間に乱れた生活リズムが学校再開後に影響を及ぼしたりした可能性も考えられる。この項目は令和元年度調査時に質問のしかたが改められたため、それ以前と比較して検討することはできず、これも令和3年度以降の調査結果を踏まえて改めて検討する必要がある。

- v 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「不登校児童生徒への指導結果状況」（表4）では、令和元年度調査まで、選択肢に「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒」が設けられていた。このことから、登校に至ることが最も好ましいという前提に立ってきたことは明らかであろう。

shotou/seitoshidou/1380952.htm（2021年8月30日閲覧）

- 13) 文部科学省：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針 平成29年3月31日。2017 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1384370.htm（2021年8月30日閲覧）
- 14) 文部科学省：不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）令和元年10月25日。2019 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm（2021年8月30日閲覧）

引用文献

- 1) 文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査。 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm（2021年8月30日閲覧）
- 2) 学校不適応対策調査研究協力者会議：登校拒否（不登校）問題について—児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して,1992
- 3) 文部科学省：令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査。2021 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm（2021年11月12日閲覧）
- 4) 文部科学省：生徒指導提要。教育図書,2010
- 5) 保坂亨：不登校をめぐる歴史・現状・課題。教育心理学年報, 41, 157-169, 2001
- 6) 文部科学省：学校基本調査 https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm（2021年8月30日閲覧）
- 7) 鍾幹八郎：登校拒否と不登校。児童青年精神医学とその近接領域, 30(3), 260-264, 1989
- 8) 土方由起子：法務省の「不登校」名称について—逸脱から人権擁護へ子どもの捉え方の変容。近畿大学教育論叢, 29(1), 13-29, 2017
- 9) 法務省人権擁護局：不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告, 1989
- 10) 滝川一廣：学校へ行く意味・休む意味—不登校ってなんだろう？ 日本図書センター, 2012
- 11) 奥地圭子：義務教育を問い直す—教育機会確保法成立をふまえて。教育学研究, 86(1), 52-61, 2019
- 12) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）。2016 https://www.mext.go.jp/a_menu/

《資料》

歴史的変遷からみた養護教諭の職務と今後の課題

石井 秀貴¹⁾, 千葉千恵美²⁾

養護教諭の職務は、子ども達を取り巻く健康問題に向けて幾度となく変化を繰り返してきた。最初の職務は学校に通う子どもにむけたトラコーマの治療や寄生虫の駆虫等感染症の対応が主であった。その後社会変化と同時に学校に通う子ども達にもいじめ、不登校、家庭環境を含む健康相談等、職務の多様化が必要になってきた。昔も今も歴史を通じて子どもファーストの視点を持つ支援は変わっていない。本論では、時代の中を貫いてきた養護教諭の職務の歴史的変遷を総括するとともに、これからの養護教諭に向けた支援を考えていく。

キーワード：養護教諭の職務，職務の変遷，子どもファースト，多様化

(2021年11月10日受理)

1. はじめに

保健室には、毎日様々な理由で子ども達が来室する。けがや病気の手当を目的とする子ども達もいれば、なかなか自分の身体の不調を言えない子どももいる。養護教諭は子どもが保健室に来れば「どうしたの?」「なにかあったの?」と聴く。このことから養護教諭の仕事がはじまる。日々の生活の中で、来室の背景にはその子どもなりの理由があることに気づく。一人ひとりの子どもの言葉とその背景にある問題に耳を傾け、子どもの置かれた状況に配慮しつつ、問題を一緒に考え、何が必要かを見極め、判断することによって、様々な家庭背景や家族関係も見えてくる。また子どもの置かれた状況を校内

の教職員に伝えていくことも仕事になる。このようなことを日々繰り返している。子ども達が自ら立ち直り自立するための重要な仕事こそが必要であると考える。

教育相談の分野において保健室が、子どもの居場所として社会に認知されてから、子ども達の受け皿として益々養護教諭の役割や職務のありかたが必要になってきた。その一方で子ども達が抱える複雑な家庭問題や家族関係また生活状況からくる様々な課題への対応が養護教諭の職務として持ち込まれている。このように養護教諭には多様化する子どもの状況に添った対応が求められている。子どもの心と身体の健康課題に向けて日々孤軍奮闘している状況でもある。この状況において養護教諭に必要な支援は何か、その方向性を提言するために、本論では時代の中を貫いてきた養護教諭の職務の歴史的変遷を概観し、今後の課題を総括する。

¹⁾ 高崎健康福祉大学大学院健康福祉学研究科保健福祉学専攻

²⁾ 高崎健康福祉大学人間発達学部子ども教育学科

2. 目的

養護教諭の日常的に行う職務内容には、子ども達の抱える課題が何かを気づき考えて支援することが必要になる。そのために現代社会問題の一端を背負っている子ども達にむけ、今後養護教諭が職務としてどのような役割を持つのか、またその養護教諭をどのように支援したらよいか方向性を示すことを目的にする。

3. 日本における養護教諭と米英スクールナースの始まり

1905（明治38）年9月岐阜県の小学校に養護教諭の前身である学校看護婦が置かれた事が始まりである。職務内容は、学校伝染病とされて蔓延していたトラコーマ（別名トラホーム：ドイツ語読み）に罹患していた子ども達に向けて、直接洗顔点眼治療を行うことが学校看護婦の仕事となり、後の養護教諭に繋がる仕事になった¹⁾。

日本では、1898（明治31）年学校衛生的業務により学校医が置かれた。その後1905（明治38）年に学校看護婦が学校長の要請で、学校医の補助者として学校職員、専任職員という性格をもち学校に入っていた。学校看護婦は毎日子ども達の治療にあたるため学校の衛生にも対応する役割があり、主として子ども達を見守る

事が、その後の学校看護婦の発展に深く関係していった。

諸外国では、日本と同様に看護師による学校への対応があり、1900年代初期英国・アメリカ合衆国ではスクールナースが設置され、ニューヨーク（1902年）とロンドン（1904年）の両都市で、スクールナースが当時流行していた伝染性皮肤病の治療を行ったことに端を発している²⁾。この時のスクールナースは公衆衛生的業務を担っており、当時日本で学校看護婦が行っていた学童対象のトラコーマの洗顔点眼治療同様に公衆衛生的業務である点がとても類似していた。イギリスやアメリカでは、このスクールナースの活動が地域で継承され、行政主体による地域の保健衛生的役割を果たすことにより、公衆衛生制度へと徐々に発展していった。特に国の保健局が、地域のパブリックヘルスナースとして活動できるように支援したことで、地域の保健師に近い職務に変化していった。このように市町村を視野にいたした衛生職員の役割ができあがっていったのである。また同時に地域の一部として学校の巡回を取り入れた形態で発展をしていた。

その間日本での学校看護婦の実情は、専ら眼病であるトラコーマを治療すべく学校に常駐して子ども達の洗顔点眼を行っており、地域の対応には発展していなかった。

表1 日本の学校看護婦と米英のスクールナースとの比較

名称	日本：学校看護婦	米英：スクールナース
設置時期	1905年	ニューヨーク：1902年 ロンドン：1904年
目的	学童のトラコーマの洗顔点眼治療	伝染性皮肤病の治療
性質	公衆衛生的業務	公衆衛生的業務
	学校医制度が1898年以降整備	公衆衛生医制度が充実
	学校長の要請により学校医の補助者として	保健局よりパブリックヘルスナースとして
	学校職員の	衛生職員の
	学校に専任として駐在	地域巡回、学校を数校巡回
	学校衛生の立場	地域衛生の立場

このように諸外国のスクールナースや日本の学校看護婦は、歴史の歩みの中でそれぞれの国における役割と職務を作りあげていたのである。

4. 学校看護婦の職務

日本で当時対応していた学校看護婦の職務を検証すると、大半が学校医の補助として子ども達の学校衛生を担っていた。業務も学校内の子ども達の健康問題に限られていた。また、学校看護婦が当初学校で職務に従事した理由には、学校長からの要請という形からであったが、それ以上に学校看護婦が学校に通う子ども達の健康と予防的配慮を考慮に入れる事ができていたこと、また学校生活全体の衛生を日々子ども達に示し促すことが出来ていたことが重視されていた。

1922（大正11）年学校看護婦は、全国で100名を超える数になった。その一方で職務は、大規模の小学校の子ども達にむけたトラコーマ治療が専らの業務であった。鈴木³⁾は日本最初の学校看護婦である「広瀬ます」の活動内容と彼女の存在に着目して論文を記載している。「広瀬ます」の手記によると、当時の子ども達が発症していたトラコーマの治療には「洗顔は、溜め水ではなく流れている小川で洗おう」。「手ぬぐいは一人一本ずつ布を切って作る」などの衛生教育が丁寧に施されていたのである。このような記録から、当時の実態と当時流行していた眼病から子ども達を守るために実情に添った工夫と治療を学校で行っていたことが重要であった。

このように養護教諭には、当初から子ども達の健康を守り、病気を治療するという目的が

あった。トラコーマという眼病との闘いを、日々学校内で孤軍奮闘しながら治療に携わっていた歴史があった。その一方で当時の学校看護婦の待遇は、不安定で子ども達の教育の狭間の中で眼病との闘いの職務に従事しながら不遇な立場に置かれた歴史もあった。

石川⁴⁾によると「広瀬ます」は自身が務めた京町小学校で、「まづ健康」（原文）を示した。健康の保持に限らず、その前段階である予防について考え、予防を含めた子ども達の支援を行い、子ども達に健康について教える活動した事が大きいと示している。文字には到底表わされない生活の不衛生が記載されており、当時の生活がいかに不衛生で感染症が蔓延している生活であったかがうかがわれる。学校に通っている子ども達に何に気を付けて生活しなければならないか等を示した内容が「広瀬ます」の手記にあった。現在であれば当然熟慮している手洗い、洗顔、手ぬぐいの個人使用などの指導内容等、感染症予防のための措置を不衛生な生活環境を考慮に入れながら、子どもたちの健康を一番先に考えて対応していた。これら多くの事柄が現在の養護教諭の職務につながっている。

5. 日本における養護教諭の歴史と職務の変遷

1922（大正11）年文部省は、東京女高師附属小学校に「文部省学校看護婦」を派遣させた。⁵⁾当時文部省は「東京女高師附属小学校派遣の文部省学校看護婦勤務心得」を掲げ、以下の項目が記述された。

「一、児童は学校に於いて教育を受けつつあるのとなれば、学校看護婦の執務も教育的なべきこと。随って児童に接するには、常に温容

と懇切を専らにし、治療処置または身体検査等をなす場合にも、互いに礼を重んずること」

「一、学校看護婦は、傷病児の看護、身体検査の補助を為すのみならず、学校設備の衛生、教授衛生、体育運動衛生、身体虚弱者の養護、精神薄弱者の養護、学校及び家庭の衛生教育等学校衛生の全般に亘り執務するのみならず、進んで家庭を訪問し、家庭医或いは社会的衛生施設と連絡を取る様、勉ぶること」

これらのことを踏まえ「児童に接するには、常に温容と懇切を専らにし」等の文言の内容から昔を問わず、子ども達の訴えを聴きとる重要性が示されている。時代を超えたこれらの普遍的な関わりが、現在の健康相談に通じていると考える事ができる。養護教諭が辿ったこれらの歴史の中には、現代の保健室での対応に通じる、いわゆる子どもの気持ちを聞き取る「まず子どもを」とする子どもファーストの視点が入っている。子どもの健康に向けた支援と養護教諭の役割が深く関係している。当時示された「家庭医或いは社会的衛生施設と連絡を取る様勉ぶる」という文言からも、地域の様子や衛生管理を必要とする他機関との連絡や連携等も深く必要とされていたことが理解できる。特に学校看護婦を先生と呼ぶ等の項目も示され、教職員の位置が明確化していく過程が、時代背景を表していたと言えよう。

1923（大正12）年4月、大阪市では1校1人の学校看護婦の設置となった。同市「学校看護婦の職務要項」⁵⁾によると

「甲 家庭訪問」

「乙 学校医の補助」

「丙 保護者の代理事務担当」

「丁 児童の衛生教育実施」

の4項目が示された。「丙 保護者の代理事務

担当」の中には（1）保護者の貧困または職業の関係等により歯科治療所、駆虫所及施療病院等への連行（2）職業相談所、児童相談所への連行の2項目があり「乙 学校医の補助」という医療機関との連絡調整の職務と共に保護者への支援の役割も含まれていた。

1929（昭和4）年には、全国1438名の学校看護婦が学校に配置され、同年（昭和4）10月文部省訓令「学校看護婦に関する件」公布された。これらの内容には、看護婦を統括する厚生省ではなく文部省から公布がなされ、学校職員として活動することになったのである。この管轄を明確化した事によって、現在の養護教諭が学校という場での職務に役割を持つ大きな転換となった。杉浦は⁵⁾ 学校校看護婦は特別の健康問題を持つ児童養護（特別養護）に責任を負うと捉え方にもふれ、更に学校看護婦の職務を養護に結びつけ、貧困にあえぐ子どもと家庭に対し、社会背景を捉えた対応と、さらに健康を維持するための役割を鑑み、養護を取り入れた経緯を示している。

1938（昭和13）年には、文部省で、子ども達の健康状態を見る「学校養護婦」と名称が変更される動きがあったが実現しなかった。1941（昭和16）年国民学校令で「学校養護婦」から「養護訓導」へと名称が変更され、学校において正式な職員として職務を担うようになった。1949（昭和24）年学校教育法が制定により「養護訓導」は「養護教諭」へ、そして「養護教諭は児童の養護をつかさどる」と明記され、学校において子ども達の健康状態を支援する職務が確立された。このように長い変遷後、ようやく現在の養護教諭に辿り着いたのである。1958（昭和33）年学校保健法が制定され「すべての子どもを中心とした学校保健」の概念が広く周知された。

また1972（昭和47）年文部省が設置した「保健体育審議会」⁶⁾は、答申において「養護をつかさどる」ための、養護教諭の職務内容に言及し、役割を確立させた。

この答申では、「養護教諭は、専門的立場からすべての児童・生徒の保健及び環境衛生の実態を的確に把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等、心身の健康に問題を持つ児童生徒の指導に当たり、また、健康な児童生徒についても健康の増進に関する指導のみならず、教員の行う日常的教育活動にも積極的に協力する役割を持つものである。」と記され、養護教諭の役割として、①専門的立場から児童・生徒の保健及び環境衛生の実態を把握②心身の健康に問題を持つ児童生徒への指導③健康な児童生徒の健康の増進に関する指導④一般教員の教育活動に積極的に協力、の4点が養護教諭の職務の柱となった。子ども達の健康を守り育むという職務内容は養護教諭の職業アイデンティティにつながっていると考え事ができる。

6. 現代の養護教諭の職務と役割

1972（昭和47）年の保健体育審議会答申⁶⁾では子どもの学校生活における健康保持増進への対応を養護教諭の職務として示した。その後1997（平成9）年保健体育審議会⁷⁾では、養護教諭の新たな役割として以下の九つの職務内容を示した。①学校保健情報の把握②保健指導・保健学習③救急処置と救急体制④健康相談活動⑤健康診断・健康相談⑥学校環境衛生⑦学校保健に関する各種計画・活動及びそれらの運営への参画等⑧伝染病の予防⑨保健室の運営となった。

1997年の改訂では、それまで養護教諭の職務

の主とされてきた身体に関する健康問題、環境問題への対応だけではなく、いじめ、不登校、校内暴力等子どもの心の健康にむけたヘルスカウンセリングを要する心身両面の健康を保持増進する役割が求められたのである。家庭を含む社会的問題解決にむけた役割が健康相談活動として新たに職務に加えられていった。

2008（平成20）年中央教育審議会⁸⁾では「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」の答申が示された。この答申によると「養護教諭は、学校保健活動の推進に当たり、中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けた重要な責務を担っている」「また、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、スクールカウンセラーなど学校内における連携」「また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている」「その中で、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある」と示したのである。学校教育において補助的な職務として始まった養護教諭（当時学校看護婦）の職務が子ども達の健康保持増進の中心的な役割を担うことに発展したと言える。

2015（平成27）年中央教育審議会答申⁹⁾では、チームとしての学校が求められ、それにより校内の様々な職種が子ども達の問題に対して包括的に支援に取り組むことができる体制づくりが進んだ。養護教諭はチームのメンバーとして、専門性を生かして支援の一端を担うことが求められたのである。

小倉¹¹⁾は以前から、「人間形成の教育（教職）機能」について、子ども達に「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感（自

尊感情)」「自ら意志決定・行動する力」「他者と関わる力」の4項目の力を培うことが養護教諭の専門的機能に含まれていると述べていた。しかしこの内容を理論化することができずにいたことが養護教諭の専門性を確立するにはまだ課題のある状況だった。

2017(平成29)年文部科学省は「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」¹⁰⁾を示した。この役割には、小倉が示した「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感(自尊感情)」「自ら意志決定・行動する力」「他者と関わる力」の4つの力の育成を掲げ、教職員や家庭・地域と

連携しつつ、日常的に取り組むことが記載された。さらに様々な健康問題を抱える児童生徒に対する課題解決に向けた支援に関して、「対象者の把握」「課題の背景の把握」「支援方針・支援方法の検討と実施」「児童生徒の状況確認及び支援方針・支援方法等の再検討と実施」の4つのステップを示し、この内容の中には問題の気づき対応、情報収集、専門性を生かした助言、関係機関との連携のためのコーディネーター的な役割を担うことが含まれた。このことを受け養護教諭の経験年数に関わらずどの学校でも必ず果たす役割が養護教諭の持つ専門性としてようやく認められたと言える。

表2 養護教諭の名称と職務の変遷 文献2) 参考筆者作図

名称	年	発出機関	職務内容
学校看護婦	1905 (明治38)		トラコーマの治療
	1922 (大正11)	東京女高師附属小学校派遣の 文部省学校看護婦勤務心得	傷病児の看護, 身体検査, 学校の衛生, 身体虚弱・精神薄弱者の養護, 衛生教育, 家庭訪問, 社会的衛生施設との連絡, 通学区域伝染病の注意
	1923 (大正12)	大阪市学校看護婦の職務要項	家庭訪問, 学校医の補助, 保護者の代理事務担当, 児童の衛生教育実施
	1929 (昭和4)	学校看護婦に関する件 訓令	疾病予防, 救急処置, 身体検査, 学校食事, 清潔衛生訓練, 家庭訪問, 診療機関同行, 眼鏡の調達, 衛生講話, 衛生事務, 環境衛生
(学校養護婦)	1938 (昭和13)	学校養護婦令起草廃案	
養護訓導	1941 (昭和16)	国民学校令	名称変更
	1942 (昭和17)	養護訓導執務要項訓令	身体検査, 衛生, 学校給食, 健康相談, 疾病の予防, 救急看護, 学校歯科, 要養護児の特別養護, 職員と連絡, 家庭訪問
養護教諭	1949 (昭和24)	学校教育法 「児童の養護をつかさどる」	学校保健事業計画, 学校身体検査, 伝染病予防, 急病救急処置, 学校給食, 環境衛生, 健康教育, 教職員の健康, 地域社会情報収集, 家庭訪問
	1958 (昭和33)	学校保健法	概念「すべての子どもを中心とした学校保健」
	1972 (昭和47)	保健体育審議会答申「養護をつかさどる」ための, 養護教諭の職務内容	①専門的立場から児童・生徒の保健及び環境衛生の実態を把握 ②心身の健康に問題を持つ児童生徒への指導 ③健康な児童生徒の健康の増進に関する指導 ④一般教員の教育活動に積極的に協力

名称	年	発出機関	職務内容
養護教諭	1997 (平成9)	保健体育審議会答申 養護教諭の新たな役割	①学校保健情報の把握 ②保健指導・保健学習 ③救急処置と救急体制 ④健康相談活動 ⑤健康診断・健康相談 ⑥学校環境衛生 ⑦学校保健に関する各種計画・活動及びそれらの運営への参画等 ⑧伝染病の予防 ⑨保健室の運営
	2008 (平成20)	中央教育審議会答申 子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策	学校保健活動の推進にあたり中核的な役割、いじめや虐待など、現代的健康課題の解決に重要な役割、健康課題解決にあたり学校内における連携、地域関係機関との連携、養護教諭はコーディネーターの役割を担う
	2015 (平成27)	中央教育審議会答申 チームとしての学校	チームのメンバーとして専門性を生かして支援の一端を担う
	2017 (平成29)	文部科学省 現代的健康課題を抱える子供たちへの支援・養護教諭の役割を中心として	「心身の健康に関する知識・技能」「自己有用感・自己肯定感（自尊感情）」「自ら意志決定・行動する力」「他者と関わる力」の4つの力の育成

7. 養護教諭の職務の多様化と負担感

各学校に一人配置される養護教諭にとって、経験年数に関わらずその専門性を求められることは様々な課題も生み出している。養護教諭の役割が明確になると同時に、職務の多様化とそれに伴う負担感も明らかになってきた。久保¹²⁾は、養護教諭の職務の多様化の背景には目の前の子ども達の実態を踏まえて取り組んだ実践の蓄積がようやく認められ、管理的立場の教諭や一般教諭からの信頼を得ることにつながったと示している。このように養護教諭の実践を後押しする形で法的制度が整い制度上からも養護教諭の職務への理解につながった。しかしその一方で益々多様化し業務量が多くなったことも論じられている。

上原¹³⁾は、養護教諭の職業性ストレスに関する調査の中で、学校種別に「中学校」では「期限に追われてはたらくことがよくある」と結果

を示した。また、教職経験年数が1～5年未満の養護教諭は「あまりに仕事が多すぎる」と感じていることや教職経験年数が少ないほど「気分転換を行う」、「積極的問題解決に向けて考えている」、「問題解決のための相談をする」等個人的な対応によって、困難から講じるストレスへの対処を行っているとした。

また鈴木¹⁴⁾は、特に新任養護教諭がかかえる困難とその対処法について調査し、「自ら他の人に解決策を聞いて解決した」事が多いと示し、また「困難の継続」という「解決できていない現状」もそのまま確認されたとしたと示した。

養護教諭は一人職種であるため校内にモデルとなる人や養護教諭の職務への困難に明確なアドバイスをおこなう人がいない現状がある。このことから、困難の継続状況に至り、問題解決がなされないまま維持されてしまうことが想定された。

平尾¹⁵⁾は専門職の教員が、自律性を維持しながら、教員の声を反映させた自治的な組織をいかに確立できるのかを制度面から検証していくことが今後教員にとって自信と誇り（教職アイデンティティ）を取り戻すことになることと示した。一職業人として職務に専念し、疲弊から逃れられるための解決策になると示したのである。

養護教諭は、各地に養護教諭会を持ち、職能団体として活動をおこなっている。養護教諭同士が経験や課題を共有すること、課題に対する研修をおこない対処法を探ること、また互いが職務への思いに共感を抱くことで困難や負担感の軽減につながるのではないかと考える。

8. 結語

養護教諭の役割を検証する中で、学校看護婦の時代から今日まで一貫して変わらないことがある。それは活動の場が学校であること。そして子どもの健康問題への対応が職務の中心だということであった。

保護者を代行する、学校医や教員の補助を行う、教育活動を行う等、他の機関と連絡を取り合うといった大正時代に制定された職務内容は、実はその文言が変わっても、保護者と連絡を取り合う、多職種と連携する、健康教育を行う、他機関との連携を図る、という現在行われている職務と実に通じるものがある。それは学校という場所で、子ども達の身体不調の背景に様々な要因があることをいち早く気づき対応してきた実践そのものだからである。

時代背景により、子ども達をとりまく健康問題は刻一刻と変わっていく。その中でその問題を解決するために子どもを中心に子どもファーストの視点をもった支援を行う養護教諭の職務

に意義があると考ええる。

また多様化する職務の中で、一人職の養護教諭を支えるためにも、各自治体の教育委員会が主任会として設置する、全員参加の組織である養護教諭会や、全国養護教諭連絡協議会¹⁶⁾につながる、任意で組織されている各地の養護教諭会等研究団体の活動等が有意義なものでなければならない。養護教諭会には各年齢層、各経験年数の養護教諭がいる。その中で互いが支え合い研鑽する事によってはじめて、子ども達の健康を守り育むという養護教諭が持つ本来の役割が生きてくる。養護教諭会の目的を明確にし、その活動内容について検証をおこないつつ発展させることが大切であると考ええる。

9. 今後の課題

養護教諭に今後必要な課題として、第1点目には社会問題に対する支援のスキル向上である。まず問題に気づき、対応が必要か否かを判断することで支援が始まるのである。支援の必要性に気付いた養護教諭の見立てが課題全体へのアセスメントにつながるのである。

第2点目には子ども(児童生徒)に対する健康教育の方針を明確にすることである。子ども達の実態に応じて健康課題を解決するべく健康教育をおこなうことは、子ども達が生きていく上での羅針盤となる。身体の問題に関するだけでなく、心が疲れたとき、困ったときのSOSの出し方など、具体的に指導していくことが大切である。

そして第3点目には現職の養護教諭にむけた専門職によるスーパービジョンをおこなうことである。特に現状に課せられた多様化した課題に対して、解決に向かうためのコーディネー

ターとしての技量や、多職種連携に対応できる研修のシステムを構築することが必要である。養護教諭が孤軍奮闘することなく、互いに高めあい思いを語り合える養護教諭会の機能アップを含め考えていくことが必要である。

これからも、これらの課題にむけた対応をおこない、養護教諭の職務と役割が十分果たせるよう支援を考えている。

本体育大学紀要46,
137-149,2017

- 15) 平尾実美：学校教員の疲弊構造を探る・離職経験者の語りからの一考察，公教育システム研究 19, 25-49, 2020
- 16) 全国養護教諭連絡協議会 <http://www.yougo.jp/>

引用文献

- 1) 杉浦守邦：養護教員の歴史 東山書房（東京）1974
- 2) 一般社団法人日本公衆衛生看護学会：保健師サプリ第7回アメリカの公衆衛生看護の母は？
<http://japhn9.yupia.net/>
- 3) 鈴木裕子：養護教諭の歴史とアイデンティティに関する研究・養護概念の変遷の検討を中心に，障害・医学・教育研究会誌 4, 134-198, 2002
- 4) 石川フカエ：「廣瀬ます」に関する考察・日本初の公費負担による学校看護婦の養護活動を通して，福岡県立大学研究紀要7,47-55,2010
- 5) 杉浦守邦：日本の養護教諭の歩み 東山書房（東京）2005
- 6) 保健体育審議会答申 文部省 1972
- 7) 保健体育審議会答申（抄）文部科学省1997
- 8) 「子どもの心身の健康を守り，安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（答申）中央教育審議会 2008
- 9) 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（答申）中央教育審議会 2015
- 10) 小倉学：学校保健活動 東山書房(東京) 1985
- 11) 「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」文部科学省 2017
- 12) 久保昌子：養護教諭の職務の特性に関する研究・多様な職務の理解をめざして，京都女子大学学位論文 2018,<http://hdl.handle.net/11173/2512>
- 13) 上原美子，中下富子，岩井法子，他：養護教諭が抱えるストレスとストレスコーピングの現状・学校種と教職経験年数に焦点をあてて，埼玉大学紀要教育学部60, 55-56, 2011
- 14) 鈴木葉々，岡本美和子，重田唯子，他：新任養護教諭が抱える困難とその対処に関する研究，日

《特別寄稿》

群馬県内の大学生における食意識と食行動： 大学生の食に関する実態・意識調査

町田 大輔¹⁾，神山 智子²⁾，渡辺 由美¹⁾，綾部 園子¹⁾

近年日本では，若い世代の食生活改善が課題となっている．群馬県でも，若い世代への食育を推進し食生活を改善することを目標として様々な施策が講じられている．本稿では，群馬県が若い世代への食育推進施策の一環として2012年度と2019年度に行った「大学生の食に関する実態・意識調査」の分析結果を報告する．分析の結果から，主に以下の6つの知見が得られた：①2012年度と比べて2019年度で，食育の認知や食育への関心が低い一方，朝食摂取頻度・料理頻度・食生活満足度は高かった．②アルバイトをしている学生の朝食摂取頻度と関連する要因は，性別，居住形態，夕食時間，外食頻度，睡眠による休養，食知識，1日平均のアルバイト時間であった．③実家外に住んでいる者では，料理頻度が中頻度の者と比べて高頻度の者で健康的な食生活をおくっており，食生活QOLが高かった．④共食頻度と食生活QOLとの正の関連がみられた．特に男性と比べて女性で強い関連がみられた．⑤女性では，共食頻度とゆっくりよくかんで食べる行動との正の関連がみられた．男性ではこのような関連はなかった．⑥女性は男性と比べて，「やせ」や「標準」とされる体型でも，自分の体型を太っていると認識している者が多く，実際に減量行動を行っている者が多かった．今後，これらの知見を基に，群馬県内の大学生を含む若い世代への食育を推進していく必要がある．

キーワード：食意識，食行動，大学生，群馬県

I 諸言

近年日本では若い世代の食生活の改善の必要性が指摘されている．20～30代の若い世代は，その他の世代と比べて食生活に関する知識，意識および実践に課題がある¹⁾．そのため，第3次食育推進基本計画では，重点課題のひとつとして「若い世代を中心とした食育の推進」があ

げられた²⁾．第4次食育推進基本計画では，重点課題とはされていないものの，取り組むべき施策として，若い世代を対象としたアプローチの重要性が述べられている³⁾．群馬県でも，若い世代の食生活改善を重要視しており，第3次群馬県食育推進計画では，「若い世代への食育推進」を重点課題のひとつとした⁴⁾．また，第4次群馬県食育推進計画においても，若い世代の食育の推進に取り組むべき施策としている⁵⁾．

群馬県は，若い世代への食育推進施策の一環

¹⁾ 高崎健康福祉大学

²⁾ 群馬県健康長寿社会づくり推進課

として、2012年度と2019年度に「大学生の食に関する実態・意識調査」を実施した^{6,7)}。この調査は、若い世代の代表として大学生の食生活の実態を把握するとともに、食育に関する意識を分析し、若い世代への食育支援を推進するための基礎資料とすることを目的としている^{6,7)}。群馬県内のすべての大学・短期大学（2012年度：15大学9短期大学，2019年度：16大学8短期大学）の学生を対象とし、専攻分野・学年・性別の偏りがなくなるように、各大学の学部（または学科）・学年・性別ごとに調査対象者数が割り当てられた^{6,7)}。各大学の協力を得て、2012年12月～2013年1月および2019年9～10月に無記名自記式質問票の配布・回収が行われた^{6,7)}。2012年度の対象者数は1394人、回収数1295人（回収率92.9%）、有効回答数1288人（有効回答率92.4%）、2019年度の対象者数は1530人、回収数1233人（回収率80.6%）、有効回答数1231人（有効回答率80.5%）であった^{6,7)}。

我々は、群馬県内の大学生における食意識と食行動の現状をより詳細に把握するために、「大学生の食に関する実態・意識調査」のデータを用いて分析を行った。本稿では、その分析結果を報告する。

II 分析に用いた主な調査項目

分析に用いた主な調査項目は、食育の認知、食育への関心、朝食摂取頻度、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の摂取頻度、ゆっくりよくかんで食べる行動、外食頻度、料理頻度、栄養成分表示の利用、食生活満足度、食事時間の楽しさ、共食頻度、body mass index（以下、BMI）、体型認識、減量行動である。以下、各調査項目を使用した根拠と評価指標を記す。な

お、調査項目の詳細は報告書を参照されたい^{6,7)}。

食育の認知および食育への関心の評価には、いずれも内閣府食育推進室の食育に関する意識調査⁸⁾で使用された設問と同様のものが用いられた。今回の分析では、食育の認知については「食育という言葉も意味も知っている」者の割合、食育への関心については「関心がある（「やや関心がある」を含む）」者の割合をそれぞれ評価指標として用いた。なお、食育への関心の増加は、国および群馬県の食育推進目標とされている^{3,9)}。

朝食欠食は、肥満、2型糖尿病および心疾患のリスクとなることが、複数のメタアナリシスにより報告されている¹⁰⁻¹⁵⁾。そのため、朝食摂取頻度の改善は、国および群馬県の食育推進目標とされている^{3,9)}。今回の分析では、朝食をほとんど毎日食べる者の割合を評価指標として用いた。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の摂取は、必要な栄養素摂取量の充足と関連していることが、日本人を対象とした研究のシステムティックレビューにより報告されている¹⁶⁾。また、主食・主菜・副菜の概念を取り入れて作成された「食事バランスガイド」を順守していることと死亡率の低下との関連が複数の研究により確認されている^{17, 18)}。主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の摂取頻度の改善も、国および群馬県の食育推進目標とされている^{3,9)}。今回の分析では、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べることが「ほとんど毎日」である者の割合を評価指標として用いた。

料理頻度、料理スキル、家庭で食事を用意すること、および外食頻度が少ないことは、健康的な食生活と正の関連があることが、複数の研究から示唆されている¹⁹⁻²³⁾。結果には一貫して

いない部分があるものの、揚げ物、清涼飲料水、ultra-processed foods、砂糖、食塩、脂肪（飽和脂肪酸、トランス脂肪酸）、コレステロール、エネルギーの摂取量が少ないこと、果物、野菜、数種のビタミンとミネラルの摂取量が多いこと、BMIが低いこととの関連などが報告されている¹⁹⁻²³⁾。今回の分析では、料理頻度については週4日以上料理する者の割合、外食頻度については週7回以上外食する者の割合を評価指標として用いた。ただし、料理頻度と健康的な食生活および食生活quality of life（以下、QOL）との関連の分析では、先行研究²³⁾を参考にし、「週4日以上（高頻度）、週1～3日（中頻度）、週1日未満（低頻度）」の3群に分けて分析に用いた。

栄養成分表示の利用により、健康な食生活を営むことの重要性を意識し、健康な食事の選択に役立てることが期待される²⁴⁾。実際に、大学生を対象とした研究のメタアナリシスでは、栄養成分表示の利用により、食事の質の向上やエネルギー摂取量の低下に貢献することが示唆されている²⁵⁾。今回の分析では、栄養成分表示を参考にしていない者（「いつも参考にしている」と「時々参考にしている」の合計）の割合を評価指標として用いた。

食事を食べる速度が速いことは、肥満やメタボリックシンドロームのリスク要因の悪化と関連することが報告されている²⁶⁾。また、口腔機能の維持という観点からも、ゆっくりよくかんで食べることが推奨されている³⁾。今回の分析では、ゆっくりよくかんで食べる者（「ゆっくりよくかんで食べる」と「よくかんで食べる」の合計）の割合を評価指標として用いた。なお、ゆっくりよくかんで食べる者の増加は、国および群馬県の食育推進目標とされている^{3,9)}。

食生活満足度および食事時間の楽しさは、食生活QOLの構成要素である。世界保健機関は、QOLを「個人が生活する文化や価値観の中で、目標や期待、基準および関心に関わる自分自身の人生状況についての認識」と定義している^{27, 28)}。先行研究では、食生活が影響を与えるQOLの概念として、食生活QOLが提唱されている²⁹⁾。これまでに開発された食生活QOLの尺度には、「食事時間の楽しさ」や「食生活の満足（充実）」といった構成要素が含まれている^{28, 30)}。今回の分析では、食生活満足度については「満足している（「まあ満足している」を含む）」、食事時間の楽しさについては「楽しい（「どちらかといえば楽しい」を含む）」と回答した者の割合を評価指標として用いた。

共食行動は、健康的な食生活や肥満の予防、良好な精神的健康状態と関連することが、複数のシステマティックレビューから示唆されている³¹⁻³³⁾。そのため、共食頻度の増加は、国および群馬県の食育推進目標とされている^{3, 9)}。今回の分析では、朝食、昼食、夕食それぞれについて、週4回以上共食している者の割合を評価指標として用いた。また、朝食、昼食、夕食の共食頻度をそれぞれ得点化し（ほとんど毎日＝5点；週4～5日＝4点；週2～3日＝3点；週1日程度＝2点；ほとんどない＝1点）、3食の合計得点の四分位カテゴリ（Q1低頻度～Q4高頻度）を共食頻度得点とし、こちらも評価指標として用いた。

BMIは、自己申告による身長と体重から算出した。具体的には、体重（kg）を身長（m）の2乗で除してBMI（kg/m²）を求めた。日本肥満学会の肥満度分類を参考に、BMI 18.5未満（やせ）／18.5以上25.0未満（標準）／25.0以上（肥満）のカテゴリを分析に用いた³⁴⁾。体型

認識は、自身の体型について「太っている～やせている」の5件法により得た回答を分析に用いた。減量行動は、現在の減量行動の実施状況および減量の意思を、「健康診断などで太りすぎと言われ、指導を受け、減量を実行している；体重を減らす努力をしている；体重を減らしたいと思っているが、まだ実行していない；思ったことがない」の4件法により得た回答を分析に用いた。

Ⅲ 分析の概要

1 食意識および食行動の2012年度と2019年度との比較

群馬県内の大学生における食意識および食行動について、2012年度と2019年度との比較を行った。先に示した調査項目のうち、各年で共通している8項目（食育の認知、食育への関心、朝食摂取頻度、外食頻度、料理頻度、栄養成分表示の利用、食生活満足度、食事時間の楽しさ）をそれぞれ従属変数として分析に用いた。調査年（Ref. 2012年度）を独立変数とし、基本属性を共変量として調整した多変量ロジスティック

回帰モデル（強制投入法）による検討を行った。次に、各従属変数に対する調査年と性別・アルバイト有無との交互作用を確認するために、交互作用項を先の多変量ロジスティック回帰モデルの共変量に追加した。その結果、有意な交互作用が確認された場合は、層化分析を実施した。これらの分析には、基本属性への回答に欠損のなかった2505人（2012年度：1279人、2019年度：1226人）のデータを用いた。欠損値は分析ごとに除外し、有意水準は両側検定で5%とした。

多変量ロジスティック回帰モデルによる分析結果を表1に示す。朝食摂取頻度、料理頻度、食生活満足度のオッズ比（以下、OR）（95%信頼区間（以下、95% CI））は、それぞれ1.19（1.00-1.41）、1.24（1.00-1.53）、1.41（1.18-1.69）であり、2019年度で有意に高かった。一方で、食育の認知および食育への関心のOR（95% CI）はそれぞれ、0.82（0.69-0.96）、0.73（0.62-0.86）であり、2019年度で認知や関心が有意に低かった。外食頻度、栄養成分表示の利用、食事時間の楽しさについては、調査年との有意な関連はみられなかった。

表1 調査年と食意識・食行動との関連

従属変数	OR	95% CI	p
食育の認知（言葉も意味も知っている）（n=2501）	0.82	(0.69-0.96)	0.015
食育への関心（関心がある）（n=2499）	0.73	(0.62-0.86)	<0.001
朝食摂取頻度（ほとんど毎日）（n=2499）	1.19	(1.00-1.41)	0.047
外食頻度（週7回以上）（n=2502）	0.99	(0.83-1.19)	0.940
料理頻度（週4日以上）（n=2500）	1.24	(1.00-1.53)	0.046
栄養成分表示の利用（参考にしている）（n=2496）	0.93	(0.79-1.10)	0.399
食生活満足度（満足している）（n=2499）	1.41	(1.18-1.69)	<0.001
食事時間の楽しさ（楽しい）（n=2501）	1.11	(0.91-1.37)	0.299

二項ロジスティック回帰分析：独立変数：調査年（2012年度（Ref.）、2019年度）
 従属変数について、（）内の回答以外をRef.とした場合の（）内の回答のオッズ比を算出
 調査年の他に、専攻分野、学年、性別、居住形態、アルバイト有無を共変量として投入
 OR:オッズ比, CI:信頼区間

交互作用項を投入したモデルで、調査年×性別の有意な交互作用が確認されたのは、食育の認知、食育の関心、料理頻度、栄養成分表示の利用であった。調査年×アルバイト有無の有意な交互作用が確認されたのは、朝食摂取頻度、栄養成分表示の利用であった。これらの項目について層化分析を行った結果を表2に示す。食育の認知および食育への関心は、女性では2019年度で有意に低かった。一方男性では、調査年との有意な関連はみられなかった。朝食摂取頻度は、アルバイトをしていない者では2019年度で有意に高かった。しかし、アルバイトをしている者では調査年との有意な関連はなかった。

料理頻度は、男性では2019年度で有意に高かった。しかし、女性では調査年との有意な関連はなかった。栄養成分表示の利用については、男性では2019年度で有意に高かった一方、女性では栄養成分表示を参考にしている者の比率が2019年度で有意に低かった。なお、栄養成分表示の利用について、アルバイトをしている者としていない者のいずれにおいても調査年との有意な関連はみられなかった。しかし、栄養成分表示を参考にしている者の比率は、アルバイトをしている者では2019年度で低い傾向、アルバイトをしていない者では2019年度で高い傾向であった。

表2 調査年と食意識・食行動との関連（層化分析）

従属変数	層化変数	OR	95% CI	p
食育の認知 (言葉も意味も知っている)	男性 (n=1170)	0.97	(0.77-1.23)	0.803
	女性 (n=1331)	0.68	(0.55-0.86)	0.001
食育への関心 (関心がある)	男性 (n=1167)	0.92	(0.72-1.16)	0.476
	女性 (n=1332)	0.58	(0.46-0.74)	<0.001
朝食摂取頻度 (ほとんど毎日)	アルバイト有 (n=1753)	1.01	(0.82-1.24)	0.934
	アルバイト無 (n=746)	1.81	(1.29-2.53)	0.001
料理頻度 (週4日以上)	男性 (n=1170)	1.57	(1.15-2.14)	0.005
	女性 (n=1330)	1.03	(0.76-1.39)	0.837
栄養成分表示の利用 (参考にしている)	男性 (n=1165)	1.36	(1.06-1.73)	0.014
	女性 (n=1331)	0.68	(0.54-0.85)	0.001
	アルバイト有 (n=1750)	0.83	(0.69-1.01)	0.065
	アルバイト無 (n=746)	1.25	(0.92-1.70)	0.156

二項ロジスティック回帰分析：独立変数：調査年（2012年度（Ref.），2019年度）

従属変数について、（）内の回答以外をRef.とした場合の（）内の回答のオッズ比を算出

調査年の他に、専攻分野、学年、性別、居住形態、アルバイト有無のうち層化変数以外を共変量として投入
OR:オッズ比, CI:信頼区間

全体として、2012年度と比較して2019年度で、食育の認知や食育への関心が低い一方、朝食摂取頻度・料理頻度・食生活満足度といった実際の食生活や食生活QOLは高い傾向であった。しかし、性別やアルバイト有無による交互作用がみられた項目もあった。

2 アルバイトをしている者の朝食摂取と関連する要因

先の分析では、アルバイトをしていない者の朝食摂取頻度は、2012年度と比較して2019年度で高い傾向がみられた。一方でアルバイトをしている者の朝食摂取頻度は調査年との有意な関連がなかった。2019年度の調査結果によれば、

アルバイトをしている学生は全体の75.3%を占める⁷⁾。そのため、この層を無視することはできない。

そこで、アルバイトをしている学生の朝食摂取頻度と関連する要因を検討した。2019年度の調査データからアルバイトをしている者だけを抽出し、専攻分野、学年、性別、居住形態、夕食時間、外食頻度、料理頻度、睡眠時間、睡眠による休養、食知識、週のアルバイト回数、1日平均のアルバイト時間（アルバイトする日の平均的な時間）、週合計のアルバイト時間を独立変数として投入した多変量ロジスティック回帰モデル(ステップワイズ法)による分析を行った。分析には、使用する項目に欠損のなかった

884人のデータを用いた。有意水準は両側検定で5%とした。

分析の結果を表3に示す。最終的にモデルに含まれた変数（OR（95% CI））は、性別（女性：1.34（1.00–1.79））、居住形態（実家住まい：3.71（2.74–5.02））、夕食時間（21時未満：2.08（1.51–2.85））、外食頻度（週7回以上：0.65（0.47–0.90））、睡眠による休養（とれている：1.47（1.08–2.01））、食知識（あり：1.50（1.12–2.02））、1日平均のアルバイト時間（5時間以上：0.60（0.45–0.80））であった。なお、頑健性の確認のため強制投入法を用いた分析も行ったが、ほとんど同様の結果が得られている。

表3 アルバイトをしている大学生の朝食摂取頻度と関連する要因

独立変数	OR	95% CI	p
性別（女性）	1.34	(1.00–1.79)	0.050
居住形態（実家住まい）	3.71	(2.74–5.02)	<0.001
夕食時間（21時未満）	2.08	(1.51–2.85)	<0.001
外食頻度（週7回以上）	0.65	(0.47–0.90)	0.009
睡眠による休養（とれている）	1.47	(1.08–2.01)	0.016
食知識（あり）	1.50	(1.12–2.02)	0.007
1日平均のアルバイト時間（5時間以上）	0.60	(0.45–0.80)	0.001

二項ロジスティック回帰分析；n=884；OR：オッズ比，CI：信頼区間

従属変数：朝食摂取頻度（ほとんど毎日食べる，その他（Ref.））

独立変数について，（ ）内の回答以外をRefとした場合の（ ）内の回答のオッズ比を算出

専攻分野，学年，料理頻度，睡眠時間，週のアルバイト回数，週合計のアルバイト時間はステップワイズ法により除外された

これらのうち、実際に学生の変化を促すことができる変数は何か。性別や居住形態の変更は困難である。まず実現できそうなのは、食知識を身につけさせることであろう。また、週のアルバイト回数や週合計のアルバイト時間ではなく、1日平均のアルバイト時間が朝食摂取頻度と関連していたことから、アルバイト時間と朝食摂取頻度との関連や朝食欠食のリスクについて啓発を行うことも必要と思われる。その結果、副次的に、夕食時間が早くなったり、睡眠によ

る休養が十分にとれるようになったりする可能性もある。

3 料理頻度と健康的な食生活および食関連QOLとの関連

先行研究では、実家に住んでいる大学生と比べて一人暮らしの大学生で、欠食が多いことが報告されている³⁵⁻³⁷⁾。特に、調理頻度の低い者で顕著である³⁶⁾。また、調理頻度が低く家庭外での食事頻度が多いことは、不健康な食事内容

を導く可能性もある¹⁹⁻²³⁾。さらに、このような食事の質の低下が食生活QOLの低下を招くことも懸念される。

そこで、居住形態ごとに料理頻度と朝食欠食頻度、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の摂取頻度、食生活満足度、食事時間の楽しさとの関連を検討した。2019年度の調査データを利用し、居住形態（実家／実家外）ごとに、基本属性および共食頻度得点を共変量として調整した多変量ロジスティック回帰モデル（強制投入法）による分析を行った。従属変数は、朝食摂取頻度、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の摂取頻度、食生活満足度、食事時間の楽しさ、独立変数は、料理頻度（高頻度：週4日以上

（Ref.）、中頻度：週1～3日、低頻度：週1日未満）である。分析には、基本属性および共食頻度に欠損のない1142人（実家：710人、実家以外：432人）のデータを用いた。欠損値は分析ごとに除外し、有意水準は両側検定で5%とした。

分析の結果を表4に示す。実家住まいの者では、料理頻度と朝食摂取頻度、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の摂取頻度、食事時間の楽しさ、食生活満足度との有意な関連はみられなかった。一方、実家外に住んでいる者では、料理頻度が中頻度のカテゴリのOR（95% CI）が、朝食摂取頻度で0.50（0.32-0.79）、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の摂取頻度で0.34

表4 居住形態ごとの料理頻度と朝食摂取頻度、主食・主菜・副菜をそろえた食事の摂取頻度、食事時間の楽しさ、食生活満足度との関連

居住形態	実家			実家以外		
	OR	95% CI	p	OR	95% CI	p
朝食摂取頻度（ほとんど毎日）						
料理頻度（Ref.高頻度）	(n=707)			(n=431)		
中頻度	1.48	(0.82-2.66)	0.188	0.50	(0.32-0.79)	0.003
低頻度	1.58	(0.91-2.75)	0.106	0.68	(0.38-1.24)	0.208
	p for trend=0.163			p for trend=0.047		
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の摂取頻度（ほとんど毎日）						
料理頻度（Ref.高頻度）	(n=707)			(n=432)		
中頻度	1.18	(0.62-2.24)	0.614	0.34	(0.14-0.81)	0.015
低頻度	1.07	(0.58-1.98)	0.820	0.83	(0.34-2.01)	0.681
	p for trend=0.924			p for trend=0.364		
食事時間の楽しさ（楽しい）						
料理頻度（Ref.高頻度）	(n=709)			(n=432)		
中頻度	1.62	(0.75-3.49)	0.217	0.54	(0.32-0.92)	0.023
低頻度	0.90	(0.45-1.79)	0.762	0.51	(0.26-1.00)	0.050
	p for trend=0.167			p for trend=0.023		
食生活満足度（満足）						
料理頻度（Ref.高頻度）	(n=708)			(n=431)		
中頻度	1.81	(0.95-3.43)	0.071	0.35	(0.22-0.55)	<0.001
低頻度	1.63	(0.90-2.95)	0.110	0.77	(0.42-1.40)	0.395
	p for trend=0.313			p for trend=0.039		

二項ロジスティック回帰分析；OR:オッズ比，CI：信頼区間

独立変数：料理頻度（高頻度（週4日以上；Ref.）、中頻度（週1～3日）、低頻度（週1日未満））

従属変数：朝食共食頻度、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の摂取頻度、食事時間の楽しさ、食生活満足度；従属変数について、（）内の回答以外をRef.とした場合の（）内の回答のオッズ比を算出

専攻分野、学年、性別、アルバイト有無、共食頻度得点を共変量として投入

(0.14-0.81), 食事時間の楽しさで0.54 (0.32-0.92), 食生活満足度で0.35 (0.22-0.55) であり, すべて有意であった. しかし, 料理頻度が低頻度のカテゴリでは, 食事時間の楽しさのみ有意であった (OR:0.51, 95% CI:0.26-1.00). また, カテゴリのトレンドが有意であったのは, 朝食摂取頻度 (p for trend=0.047) と, 食事時間の楽しさ (p for trend=0.023) であった.

実家外に住んでいる者では, 料理頻度が中頻度の者と比べて高頻度の者で健康的な食生活を送っており, 食生活QOLが高い傾向がみられた. 実家から離れて暮らす学生にとって, 料理をすることは健康的な食生活や食生活QOLの向上につながる可能性がある. 健康的な食生活を維持するために, 大学生になって実家を離れる前に, 基本的な料理のスキルを身につけることが重要である. 一方で, 外食でも安価でバランスの良い食事を摂れる食環境の整備も必要であろう³⁸⁾.

なお, 今回の分析で「実家外」にカテゴライズされた者の中には, 寮に住んでいる者や親族等の家に下宿している者も含まれている. 食事つきの寮や親族の家に住んでいる者であれば, 自分で料理をしなくても朝食やバランスの良い食事を習慣的に摂ることができる. 「実家外」で料理頻度が低頻度のカテゴリに属する者の中には少なからずこのような者がおり, その結果として, 高頻度との有意な違いがみられなかった可能性がある.

4 共食頻度と食関連QOLとの関連

小中学生を対象とした研究では, 共食頻度と全般的QOLや食生活QOLとの正の関連が報告されている³⁹⁻⁴¹⁾. 大学生においても, 共食をすることで食事時間が楽しくなり, 食生活満足度

が高くなることが予想される. すなわち, 共食頻度が高い大学生ほど食生活QOLが高い可能性がある.

そこで, 共食頻度と食生活QOLとの関連を検証した. 2019年度の調査データを利用し, 基本属性を共変量として調整した多変量ロジスティック回帰モデル (強制投入法) による分析を行った. 従属変数は, 食事時間の楽しさと食生活満足度である. 独立変数には, 朝食・昼食・夕食それぞれの共食頻度と共食頻度得点の4分位カテゴリ (Ref. Q1) を使用した. 分析に使用する項目に欠損のない1140人 (男性556人, 女性584人) のデータを用いた. 分析は男女別に行い, 有意水準は両側検定で5%とした.

分析の結果を表5に示す. 男性について, 朝食共食頻度および夕食共食頻度における食生活満足度を従属変数とした場合のOR (95% CI) は, それぞれ1.79 (1.00-3.19), 1.61 (1.03-2.52) であり, 有意な正の関連が確認された. また, 共食頻度得点は, 食事時間の楽しさ (Q4: OR:2.17, 95% CI:1.07-4.40, p for trend=0.023) と食生活満足度 (Q4: OR:2.40, 95% CI:1.23-4.70, p for trend=0.014) の両方と有意な正の関連がみられた. 女性について, 朝食摂取頻度および夕食共食頻度における食事時間の楽しさを従属変数とした場合のOR (95% CI) は, それぞれ2.52 (1.28-4.96), 2.45 (1.44-4.18), 食生活満足度を従属変数とした場合は, それぞれ3.76 (1.97-7.14), 2.23 (1.41-3.53) であり, いずれも有意な正の関連を示した. 共食頻度得点についても, 食事時間の楽しさ (Q3:OR:2.85, 95% CI:1.51-5.37, Q4:OR:3.60, 95% CI:1.73-7.48, p for trend<0.001) と食生活満足度 (Q4:OR:4.27, 95% CI:2.09-8.71, p for trend<0.001) の両方と有意な正の関連がみら

れた。男女で比較してみると、男性よりも女性性がある。特に男性と比べて女性の食生活で全体的にORが高い傾向がみられた。QOLの向上に強く影響していることが示唆さ

朝食および夕食の共食、さらに全体的な共食れた。

頻度は食生活QOLの向上に貢献している可能

表5 共食頻度と食関連QOLとの関連

	食事時間の楽しさ (楽しい)			食生活満足度 (満足)		
	OR	95% CI	p	OR	95% CI	p
男性 (n=556)						
朝食共食頻度 (週4日以上)	1.18	(0.65-2.15)	0.591	1.79	(1.00-3.19)	0.050
昼食共食頻度 (週4日以上)	1.39	(0.88-2.19)	0.154	1.40	(0.93-2.12)	0.111
夕食共食頻度 (週4日以上)	1.24	(0.75-2.03)	0.403	1.61	(1.03-2.52)	0.037
共食頻度得点 (Ref.Q1 (低頻度))						
Q2	1.63	(0.90-2.95)	0.105	1.07	(0.64-1.80)	0.788
Q3	1.67	(0.92-3.03)	0.094	1.37	(0.80-1.80)	0.258
Q4 (高頻度)	2.17	(1.07-4.40)	0.033	2.40	(1.23-4.70)	0.011
	p for trend=0.023			p for trend=0.014		
女性 (n=584)						
朝食共食頻度 (週4日以上)	2.52	(1.28-4.96)	0.008	3.76	(1.97-7.14)	<0.001
昼食共食頻度 (週4日以上)	1.59	(1.00-2.52)	0.050	1.29	(0.86-1.94)	0.221
夕食共食頻度 (週4日以上)	2.45	(1.44-4.18)	0.001	2.23	(1.41-3.53)	0.001
共食頻度得点 (Ref.Q1 (低頻度))						
Q2	1.57	(0.89-2.75)	0.116	1.13	(0.69-1.85)	0.637
Q3	2.85	(1.51-5.37)	0.001	1.59	(0.94-2.69)	0.086
Q4 (高頻度)	3.60	(1.73-7.48)	0.001	4.27	(2.09-8.71)	<0.001
	p for trend<0.001			p for trend<0.001		

二項ロジスティック回帰分析；OR:オッズ比，CI：信頼区間

独立変数：朝・昼・夕食共食頻度 (週4日以上，週3日以下 (Ref.))，共食頻度得点 (Q1 (低頻度；Ref.) ～ Q4 (高頻度))

朝食共食頻度，昼食共食頻度，夕食共食頻度，共食頻度得点はそれぞれ独立したモデルとして解析

従属変数：食事時間の楽しさ (楽しい，その他 (Ref.))，食生活満足度 (満足，その他 (Ref.))

専攻分野，学年，居住形態，アルバイト有無を共変量として投入

5 共食頻度とゆっくりよくかんで食べる行動 および肥満との関連

幼児や小学生を対象とした研究では，共食行動とよくかんで食べる行動との正の関連が確認されている^{42, 43)}。大学生においても，共食をすることにより，会話など食事以外の活動が組み込まれることで，食事速度の低下やよくかんで食べる行動の向上に貢献する可能性がある。

そこで，共食頻度とゆっくりよくかんで食べる行動との関連を検証した。2019年度の調査

データを利用し，基本属性を共変量として調整した多変量ロジスティック回帰モデル（強制投入法）による分析を行った。従属変数は，ゆっくりよくかんで食べる行動である。独立変数は共食頻度とし，先の分析同様，朝食・昼食・夕食それぞれの共食頻度と，共食頻度得点の4分位カテゴリを使用した。さらに，先行研究で食事速度と肥満との正の関連が報告されている²⁶⁾ことから，ゆっくりよくかんで食べる行動および共食頻度と，肥満 (BMI $\geq$ 25.0) との関連を

χ^2 検定により検証した。ロジスティック回帰モデルには、分析に使用する項目に欠損のなかった1141人（男性558人、女性583人）のデータを用いた。 χ^2 検定には、そのうち身長・体重の回答に欠損のなかった1094人（男性551人、女性543人）のデータを用いた。分析は男女別に行い、有意水準は両側検定で5%とした。

ロジスティック回帰モデルの結果を表6に示す。男性では、共食頻度とゆっくりよくかんで食べる行動との有意な関連はみられなかった。一方女性では、昼食共食頻度（OR：1.59、

95%CI：1.11-2.27）、夕食共食頻度（OR：1.72、95%CI：1.17-2.55）、および共食頻度得点（Q4：OR：1.70、95%CI：1.01-2.86）とゆっくりよくかんで食べる行動との有意な正の関連がみられた。 χ^2 検定の結果、女性では、ゆっくりよくかんで食べている者ほど有意に肥満者が少なかった（ $p=0.027$ ）。しかし、共食頻度と肥満との有意な関連はなかった。男性では、ゆっくりよく噛んで食べる行動、共食頻度ともに、肥満との有意な関連はみられなかった。

表6 共食頻度とゆっくりよく噛んで食べる行動との関連

	OR	95% CI	p
男性（n=558）			
朝食共食頻度（週4日以上）	1.21	(0.78-1.89)	0.391
昼食共食頻度（週4日以上）	1.14	(0.80-1.62)	0.476
夕食共食頻度（週4日以上）	0.72	(0.49-1.06)	0.095
共食頻度得点（Ref.Q1（低頻度））			
Q2	0.87	(0.54-1.41)	0.577
Q3	0.80	(0.49-1.29)	0.361
Q4（高頻度）	1.04	(0.61-1.75)	0.893
p for trend=0.898			
女性（n=583）			
朝食共食頻度（週4日以上）	1.29	(0.85-1.95)	0.232
昼食共食頻度（週4日以上）	1.59	(1.11-2.27)	0.012
夕食共食頻度（週4日以上）	1.72	(1.17-2.55)	0.006
共食頻度得点（Ref.Q1（低頻度））			
Q2	1.12	(0.70-1.80)	0.627
Q3	1.18	(0.73-1.90)	0.506
Q4（高頻度）	1.70	(1.01-2.86)	0.046
p for trend=0.062			

二項ロジスティック回帰分析；OR:オッズ比，CI：信頼区間

従属変数：ゆっくりよくかんで食べる行動（ゆっくりよくかんで食べる，その他（Ref.））

独立変数：朝・昼・夕食共食頻度（週4日以上，週3日以下（Ref.）），共食頻度得点（Q1（低頻度；Ref.）～Q4（高頻度））；朝食共食頻度，昼食共食頻度，夕食共食頻度，共食頻度得点はそれぞれ独立したモデルとして解析

専攻分野，学年，居住形態，アルバイト有無を共変量として投入

女性では、共食行動がよりゆっくりよくかんで食べる行動を促進している可能性がある。一方男性では、共食行動によりゆっくりよくかんで食べる行動が促されることはなさそうである。

6 BMIカテゴリごとの体型認識および減量行動の男女差

近年日本では若年女性の「やせ」が問題となっている。日本の20代女性の「やせ（BMI18.5 kg/m²未満）」の割合は20%を超えている⁴⁴⁾。若

年女性の「やせ」は、貧血や骨粗鬆症につながる事が示唆されている⁴⁵⁾。また、妊娠前に「やせ」の女性では、切迫早産や早産のリスクが高く、低出生体重児を分娩するリスクが高いことが知られている⁴⁶⁾。若年女性の「やせ」が多い背景として、様々なメディアあるいは友人などの影響により、「やせ」体型を理想としていることがあげられる⁴⁵⁾。つまり、若年女性の「やせ」を改善するためには、適切な体型認識を持つことが必要であるといえる。

そこで、2019年度の調査データを利用し、BMIカテゴリ（18.5未満（やせ）／18.5以上25.0未満（標準）／25.0以上（肥満））ごとの体型認識および減量行動の男女差を検証した。BMIカテゴリごとに、男女による体型認識および減量行動の差をMann-Whitney検定により検

討した。有意水準は両側検定で5%とした。

分析の結果を表7に示す。BMI18.5未満（やせ）のカテゴリでは、体型認識（ $p<0.001$ ）および減量行動（ $p<0.001$ ）に有意な男女差がみられた。男性と比べて女性で、太っていると認識しており、減量行動を行っている、あるいは減量したいと思っている者が多い傾向であった。BMI18.5以上25.0未満（標準）のカテゴリでも、体型認識（ $p<0.001$ ）および減量行動（ $p<0.001$ ）に有意な男女差がみられ、BMI18.5未満（やせ）のカテゴリと同様の傾向であった。BMI25.0以上（肥満）のカテゴリでは、体型認識については有意な男女差がみられたが（ $p=0.004$ ）、減量行動では有意な男女差はなかった（ $p=0.276$ ）。

表7 BMIカテゴリごとの体型認識と減量行動の男女差

Body Mass Index (kg/m ²)	<18.5 (やせ)		18.5 ～ <25.0 (標準)		≥25.0 (肥満)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	%	%	%	%	%	%
体型認識						
太っている	0.0	3.0	5.0	11.6	52.2	78.4
太りすぎ	1.5	9.1	26.0	38.8	38.9	21.6
ふつう	7.4	47.5	51.0	47.4	7.8	0.0
やせすぎ	36.8	29.3	14.9	2.0	0.0	0.0
やせている	54.4	11.1	3.2	0.0	1.1	0.0
(欠損値)	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
	p<0.001		p<0.001		p=0.004	
減量行動						
健康診断などで指摘され、指導を受け、減量を実行している	0.0	0.0	1.4	0.0	5.6	5.4
体重を減らす努力をしている	2.9	14.1	25.5	35.1	43.3	45.9
体重を減らしたいと思っているが、まだ実行していない	1.5	21.2	23.7	50.6	31.1	48.6
思ったことがない	95.6	62.6	49.2	14.3	18.9	0.0
(欠損値)	0.0	2.0	0.2	0.0	1.1	0.0
	p<0.001		p<0.001		p=0.276	
N	68	99	443	441	90	37

p値：Mann-Whitney検定（各BMIカテゴリにおける男女差）；欠損値は分析から除外

体型認識のコーディング：太っている＝1～やせている＝5

減量行動のコーディング：「健康診断などで指摘され、指導を受け、減量を実行している」と「体重を減らす努力をしている」＝1～「思ったことがない」＝3 ※「健康診断などで指摘され、指導を受け、減量を実行している」と「体重を減らす努力をしている」はどちらも減量行動を行っているため、同一のカテゴリーとして分析に用いた

男性と比べて女性で、「やせ」あるいは「標準」とされるBMIであっても、自分の体型を太っていると誤って認識している者が多く、実際に減量行動を実施している者も多い傾向がみられた。女子大学生に対する適切な体型認識を持たせるアプローチの必要性が示唆された。

IV 結語

本稿では、2012年度と2019年度に群馬県が実施した「大学生の食に関する実態・意識調査」の分析結果を報告した。結果として、以下の知見が得られた。

1. 2012年と比べて2019年度では、食育の認知や食育への関心が低い一方、実際の食生活や食生活QOLは高かった。
2. アルバイトをしている学生の朝食摂取頻度と関連する要因として、性別、居住形態、夕食時間、外食頻度、睡眠による休養、食知識、1日平均のアルバイト時間が特定された。
3. 実家外に住んでいる者では、料理頻度が中頻度の者と比べて高頻度の者で健康的な食生活を送っており、食生活QOLが高かった。実家に住んでいる学生では、このような関連はなかった。
4. 朝食および夕食の共食、全体的な共食頻度は、食生活QOLと正の関連がみられた。特に男性と比べて女性で強い関連がみられた。
5. 女性では、共食頻度とゆっくりよくかんで食べる行動との正の関連がみられた。男性では、ゆっくりよくかんで食べる行動と肥満のいずれにおいても、共食頻度との関連はなかった。
6. 女性は男性と比べて、「やせ」あるいは「標準」とされる体型でも、自分の体型を太っていると認識している者が多く、実際に減量行動を行っている者も多かった。

今後、今回得られた知見をふまえて、群馬県内の大学生を含む若い世代への食育を推進していくことが望まれる。

付記

本研究は、群馬県健康長寿社会づくり推進課と高崎健康福祉大学との共同研究として実施した。すでに匿名化されているデータのみを用いているため、研究倫理審査は受けていない。

本研究に関して利益相反に該当する事項はない。

参考文献

- 1) 農林水産省：第3次食育推進基本計画 参考資料. https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/plan/pdf/4_3jisanko_hajime-3.pdf (2021/08/02アクセス)
- 2) 農林水産省：第3次食育推進基本計画(概要). https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/plan/attach/pdf/3rd_index-4.pdf (2021/08/02アクセス)
- 3) 農林水産省：第4次食育推進基本計画. <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kannrenhou-24.pdf> (2021/08/02アクセス)
- 4) 群馬県：群馬県食育推進計画(第3次)「ぐんま食育こころプラン」第3章 群馬県が目指す食育の方向. <https://www.pref.gunma.jp/contents/000371336.pdf> (2021/08/02アクセス)
- 5) 群馬県：群馬県食育推進計画(第4次)「ぐんま食育こころプラン」第4章 各施策における主な取組. <https://www.pref.gunma.jp/contents/100195582.pdf> (2021/08/02アクセス)
- 6) 群馬県：大学生の食に関する実態・意識調査報告書. 2013
- 7) 群馬県：令和元年度大学生の食に関する実態・意識調査報告書. <https://www.pref.gunma.jp/contents/100148684.pdf> (2021/08/02アクセス)
- 8) 内閣府食育推進室：食育に関する意識調査報告書 III 調査結果の詳細. <https://warp.da.ndl>

- go.jp/info:ndljp/pid/9929094/www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/h28/pdf/houkoku_2_1.pdf (2021/08/02アクセス)
- 9) 群馬県：群馬県食育推進計画（第4次）「ぐんま食育こころプラン」第5章 数値目標・事業指標. <https://www.pref.gunma.jp/contents/100195583.pdf> (2021/08/02アクセス)
- 10) Horikawa C, Kodama S, Yachi Y, et al.: Skipping breakfast and prevalence of overweight and obesity in Asian and Pacific regions: a meta-analysis. *Prev Med*, 53, 260-267, 2011
- 11) Ma X, Chen Q, Pu Y, et al.: Skipping breakfast is associated with overweight and obesity: A systematic review and meta-analysis. *Obes Res Clin Pract*, 14, 1-8, 2020
- 12) Wicherski J, Schlesinger S, Fischer F: Association between Breakfast Skipping and Body Weight-A Systematic Review and Meta-Analysis of Observational Longitudinal Studies. *Nutrients*, 13, 272, 2021
- 13) Bi H, Gan Y, Yang C, et al.: Breakfast skipping and the risk of type 2 diabetes: a meta-analysis of observational studies. *Public Health Nutr*, 18, 3013-3019, 2015
- 14) Ballon A, Neuenschwander M, Schlesinger S: Breakfast skipping is associated with increased risk of type 2 diabetes among adults: A systematic review and meta-analysis of prospective cohort studies. *J Nutr*, 149, 106-113, 2019
- 15) Takagi H, Hari Y, Nakashima K, et al.: Meta-analysis of relation of skipping breakfast with heart disease. *Am J Cardiol*, 124, 978-986, 2019
- 16) 黒谷佳代, 中出麻紀子, 瀧本秀美: 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事と健康・栄養状態ならびに食物・栄養素摂取状況との関連—国内文献データベースに基づくシステマティックレビュー—. *栄養学雑誌*, 76, 77-88, 2018
- 17) Kurotani K, Akter S, Kashino I, et al.: Quality of diet and mortality among Japanese men and women: Japan Public Health Center based prospective study. *BMJ*, 352, i1209, 2016
- 18) Oba S, Nagata C, Nakamura K, et al.: Diet based on the Japanese Food Guide Spinning Top and subsequent mortality among men and women in a general Japanese population. *J Am Diet Assoc*, 109, 1540-1547, 2009
- 19) Soliah LAL, Walter JM, Jones SA: Benefits and barriers to healthful eating: What are the consequences of decreased food preparation ability? *American Journal of Lifestyle Medicine*, 6, 152-158, 2011
- 20) Clifford Astbury C, Penney TL, Adams J: Comparison of individuals with low versus high consumption of home-prepared food in a group with universally high dietary quality: a cross-sectional analysis of the UK National Diet & Nutrition Survey (2008-2016). *Int J Behav Nutr Phys Act*, 16, 9, 2019
- 21) Lam MCL, Adams J: Association between home food preparation skills and behaviour, and consumption of ultra-processed foods: Cross-sectional analysis of the UK National Diet and nutrition survey (2008-2009). *Int J Behav Nutr Phys Act*, 14, 68, 2017
- 22) Goffe L, Rushton S, White M, et al.: Relationship between mean daily energy intake and frequency of consumption of out-of-home meals in the UK National Diet and Nutrition Survey. *Int J Behav Nutr Phys Act*, 14, 131, 2017
- 23) Hanson AJ, Kattelman KK, McCormack LA, et al.: Cooking and meal planning as predictors of fruit and vegetable intake and BMI in first-year college students. *Int J Environ Res Public Health*, 16, 2462, 2019
- 24) 消費者庁：食品表示基準について. https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms101_210115_01.pdf (2021/08/02アクセス)
- 25) Christoph MJ, An R: Effect of nutrition labels on dietary quality among college students: a systematic review and meta-analysis. *Nutr Rev*, 76, 187-203, 2018
- 26) Garcidueñas-Fimbres TE, Paz-Graniel I, Nishi SK, et al.: Eating speed, eating frequency, and their relationships with diet quality, adiposity, and metabolic syndrome, or its components. *Nutrients*, 13, 1687, 2021
- 27) World Health organization: WHOQOL: Measuring Quality of Life. <https://www.who.int/toolkits/whoqol> (2021/08/02アクセス)
- 28) 會退友美, 赤松利恵, 林英美, 他: 成人期における食に関する主観的QOL (subjective diet-related quality of life (SDQOL)) の信頼性と妥当性の検討. *栄養学雑誌*, 70, 181-187, 2012
- 29) 溝口景子, 武見ゆかり, 足立己幸: 若年勤労男性の「仕事意識の良好さ」と食生活ならびに労働

- 生活との関連. 栄養学雑誌, 62, 269-283, 2004
- 30) 岩佐一, 吉田祐子, 鈴鴨よしみ: 地域高齢者における「食事関連QOL尺度」とその短縮版の計量心理学的特性. 日本公衆衛生雑誌, 66, 151-160, 2019
- 31) Glanz K, Metcalfe JJ, Foltz SC, et al.: Diet and health benefits associated with in-home eating and sharing meals at home: A systematic review. *Int J Environ Res Public Health*, 18, 1577, 2021
- 32) 衛藤久美, 會退友美: 家族との共食行動と健康・栄養状態ならびに食物・栄養素摂取との関連—海外文献データベースを用いた文献レビュー—. 日本健康教育学会誌, 23, 71-86, 2015
- 33) 會退友美, 衛藤久美: 共食行動と健康・栄養状態ならびに食物・栄養素摂取との関連—国内文献データベースとハンドサーチを用いた文献レビュー—. 日本健康教育学会誌, 23, 279-289, 2015
- 34) 日本肥満学会: 肥満症診療ガイドライン2016, ライフサイエンス出版株式会社, 東京, 2016
- 35) 西尾恵里子, 太田成俊, 田中雄二: 大学生の居住形態別からみた食事状況および生活習慣状況調査. 日本食生活学会誌, 24, 271-280, 2014
- 36) 北野直子, 我如古菜月, 川上育代, 他: 大学生における調理に対する意識の現状と料理教室参加後の調理に対する意識および調理技術の変化. 日本食生活学会誌, 22, 308-314, 2012
- 37) 笠巻純一, 宮西邦夫, 笠原賀子, 他: 女子学生の栄養摂取状況に影響を及ぼす居住形態と食行動—1年間の縦断調査結果の分析から—. *Health and Behavior Sciences*, 18, 13-29, 2019
- 38) 赤松利恵, 串田修, 高橋希, 他: 外食・中食における「健康な食事・食環境」認証事業者のスマートミールの提供状況と認証継続の課題—第1回更新事業者を対象とした調査結果—. 栄養学雑誌, 79, 37-45, 2021
- 39) 坂本達昭, 細田耕平: 朝食の共食機会がほとんどないQOLが良好な中学生の家族との食事のあり方の特徴. 栄養学雑誌, 75, 141-149, 2017
- 40) 衛藤久美, 中西明美, 武見ゆかり: 家族との夕食共食頻度及び食事時の自発的コミュニケーションと食態度, 食行動, QOLとの関連—小学5年生及び中学2年生における横断的・縦断的検討—. 栄養学雑誌, 72, 113-125, 2014
- 41) 林美美, 坂口景子, 小岩井馨, 他: 食行動・食態度および食事時のスマートフォン等の使用と児童の食に関する主観的QOLとの関連. 日本健康教育学会誌, 28, 245-258, 2020
- 42) 巽夕起, 佐々木晶世, 叶谷由佳, 他: 小学生の咀嚼と生活習慣に関する研究. 日本健康医学会雑誌, 19, 16-22, 2010
- 43) 黒川通典, 角谷千尋, 吉田幸恵, 他: 乳幼児の朝食と夕食の共食頻度とその関連要因. 医学と生物学, 157, 170-175, 2013
- 44) 厚生労働省: 令和元年国民健康・栄養調査報告. <https://www.mhlw.go.jp/content/000710991.pdf> (2021/08/02アクセス)
- 45) 永井成美, 湊聡美, 林育代: 若い女性のやせの背景とその健康影響. 肥満研究, 24, 22-29, 2018
- 46) 瀧本秀美: ライフサイクルチェーンにおける女性のやせの問題. 肥満研究, 24, 7-10, 2018

高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要編集規程

令和元年11月15日改訂

(発 行)

第1条 高崎健康福祉大学総合福祉研究所（以下「研究所」という。）規程第4条第1項に基づき紀要を発行する。

2 紀要は原則として、1年に1巻1号をオンライン上で発行するものとする。

(名 称)

第2条 研究所の紀要は「健康福祉研究（英文表記:Journal of Health and Welfare）」と称する。

(内 容)

第3条 紀要は福祉学医療、保健、福祉に関する研究および福祉医療、保健、福祉活動に寄与する研究論文等を掲載する。

2 投稿論文の種類および投稿資格については、投稿規程に定める。

(論文の掲載)

第4条 投稿論文は、編集委員会の依頼した複数の査読委員による査読を受けるものとする。なお、査読に関することは別に定める。

2 査読委員の報告に基づいて、編集委員会が原稿の採否、修正の指示等を決定する。

(著作権)

第5条 紀要に掲載された著作物の著作権は高崎健康福祉大学に帰属するものとする。ただし、著者自身による利用には制限を設けない。

(事 務)

第6条 紀要の発行・編集に関する事務は、研究所において処理する。

附 則

この規程は令和2年4月1日から実施する。

高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要『健康福祉研究』投稿規程

平成31年3月1日改訂

1. 本誌への投稿原稿の筆頭著者は、本研究所の所員、本学の教員（助手および非常勤講師を含む）、本学大学院生であることを原則とする。ただし、編集委員会が認めた場合は、この限りではない。
2. 既に公刊された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。ただし、学会等で口頭発表したものについては、その限りではない。
3. 本誌への投稿論文の内容は、保健、医療、福祉など、ひろく健康科学に寄与するものとし、投稿原稿の種類は次のとおりとする。 使用言語は日本語か英語とする。
 - 1) 論壇（Sounding Board）保健医療や福祉の活動、政策、動向などについての提案・提言
 - 2) 総説（Review Article）研究・調査論文の総括および解説
 - 3) 原著（Original Article）新しい知見、理論が科学的に示された研究論文
 - 4) 研究ノート（Research Note）研究上の問題提起、興味深い事実や実態・事例に関する論文、貴重な少数例報告
 - 5) 実践活動報告（Public Welfare Report）実践活動に関する報告や国内外研修報告
 - 6) 資料（Information）実践や研究に有用な資料
 - 7) 特別寄稿（Special Article）本学教授、他大学教授、関連学会における理事や評議員レベルの会員、外国からの特別寄稿であり、原則的に査読を設けない。
4. 印刷に要する費用は、原則として無料とする。ただし、制限枚数を超過したものやカラー印刷、写真等の特殊な印刷に要する費用は、執筆者の負担とする。
5. 掲載原稿は、別刷を30部贈呈する。なお、それ以上の部数については、あらかじめ申し出があれば執筆者の自己負担によって増刷できる。
6. 論文の掲載の採否は、査読担当者（匿名）による査読意見を参考にして、編集委員会が決定する。編集委員会は、投稿原稿について修正を求めることができる。査読担当者（原則2名）は、編集委員会が大学内外の関連領域の専門家に依頼する。
7. 投稿原稿の執筆要領
 - 1) 投稿原稿
論壇、総説、原著、実践活動報告、資料は6000字から8000字程度、研究ノートは3000字程度、

特別寄稿は12000字程度とする。図表、文献はこれに含む。英字は原則として半角とする。

- 2) 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とし、できるだけ簡潔に表現する。なお、文献等の引用部分にあたってはこの限りではない。句読点には「、」「。」ではなく、「,」「.」を用いる。
- 3) 原稿には、下部余白に頁番号、左余白に行番号を挿入すること。
- 4) 図、表および写真には図1、表1および写真1などの番号をつけ、本文とは別にまとめておき、原稿の欄外にそれぞれの挿入希望位置を朱書きする。図表等はそのまま掲載できる明瞭なものとする。
- 5) 原稿には表紙を付し、上半分には表題（英文付記）、希望する原稿の種類、別刷必要部数、原稿枚数、図表および写真の枚数を書き、キーワード（5個以内）および英文キーワード（5個以内）を記す。下半分には、正本にのみ著者名および所属機関名（英文付記）と連絡者の氏名および連絡先（所属機関、所在地、電話、e-mailアドレスなど）を付記する。
- 6) 原稿には1000字以内の抄録および400語以内の英文抄録（英語論文の場合には、日本語抄録）をつけること。ただし、論壇、実践活動報告、資料、特別寄稿については、英文抄録を省略することができる。
- 7) 記載については下記のようにする。

- ①文中に登場する外国の学者名、薬品名、所属名は原語とする。

例：McDaniel（個人名）、Fluvoxamine（薬品名）、Rochester University（場所）

- ②文献（References）は主要なもののみにとどめ、引用順に本文中の該当箇所右肩に片括弧で番号を付す。投稿者本人の著であっても、「筆者」「拙著」等とはせず、筆者名による表記とする。

例：山田¹⁾、Lever et al.^{1) 2)}、・・・知られている^{1) -5)}。

- ③文献リストは、次の要領で引用順に記載する。論文の場合、著者名（3名まで、あとは他）、題名、雑誌名、巻、頁数、発行年の順に明記する。著書の場合は、著者名、書名、出版社、発行年とする。あるいは、著者名、章名または、書名、編者、頁数、出版社、発行年とする。

例：1) 小此木啓吾：対象喪失。中公新書、東京、1979

2) 後藤浦、宮川征男：神経症性頻尿および精神因性尿閉。新臨床泌尿器科全集 第9巻B。市川篤二、落合京一郎、高安久雄編、金原出版、1983

3) 狩野力八郎、橋本雅雄、林雅次、他：精神科卒後研修の体系化・組織化に関する諸問題。精神神経学雑誌、90、1041-1047,1988

4) Lovell A: Some questions of identity: Late miscarriage, stillbirth, and perinatal loss. Social Science and Medicine. 17, 755-761, 1983

8. 他誌（書）からの図、表、写真の転載、引用は必要最小限にとどめ、必ず出典を明記する。転載の場合、原著者および出版社の許諾が必要である。

9. 投稿原稿の送付

- 1) 郵送による提出の場合、投稿原稿は表紙、抄録、本文、文献、英文抄録、図、表、写真の順にダブルクリップで左上をとじ、正1部、副2部を提出する。副本はコピーとし、副本における著者名、所属、謝辞等は隠すこと。特別寄稿の副本は不要である。

投稿原稿は、高崎健康福祉大学総合福祉研究所に提出する。封筒の表に「健康福祉研究原稿」と朱書きし、下記に簡易書留で郵送する。

郵送：〒370-0033 群馬県高崎市中大類町37-1

高崎健康福祉大学総合福祉研究所

「健康福祉研究」編集委員会

- 2) 電子メールによる提出の場合、投稿原稿は表紙、抄録、本文、文献、英文抄録、図、表、写真の順に、正1部、副1部を提出する。副本はコピーとし、副本における著者名、所属、謝辞等は隠すこと。特別寄稿の副本は不要である。投稿原稿はMS Word®ファイルもしくはテキストファイルで、表と図はPDF®ファイルとして作成し、以下のアドレスまで提出する。図はそのまま製版するので、十分に質の高いものを用意する。

編集委員長 上原徹 uehara-t@takasaki-u.ac.jp

10. 初校は著者が原稿の控えを用いて行う。校正の際の加筆は認めない。
11. 掲載原稿の著作権は高崎健康福祉大学に帰属するものとする。ただし、著者自身による利用には制限を設けない。
12. 掲載された論文は電子化し、本学ホームページ等を通じて、著者の許可が得られた論文についてはネット上に公開する。

お知らせ

健康福祉研究は、第17巻1号から電子ジャーナルとしてオンラインで年に1回刊行しています。高崎健康福祉大学ブログ上の「総合福祉研究所」サイトで、PDFファイルを公開しております。ウェブサイトのアドレスは、<https://blog.takasaki-u.ac.jp/center-blog/institutepw>になります。

これにともない、紙媒体での配布郵送は行っておりません。また従来とおりご投稿は随時受け付けますが、次年度に関しても8月末日投稿締め切り、12月中に発刊予定といたします。今後とも、よろしくお願いいたします。

紀要編集委員会

所 長

小澤 滯司

編集委員長

上原 徹

編集委員

安達 正嗣・上原 徹・小林 勉・千葉千恵美

土井 信幸・長澤 亨・永田 理香・渡辺 由美

高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要
健康福祉研究 第18巻 第1号(2021)

2021年12月17日 発行

編集 高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要編集委員会
発行 高崎健康福祉大学総合福祉研究所(所長 小澤滯司)
〒370-0033 群馬県高崎市中大類町37-1
TEL 027-352-1290 FAX 027-353-2055
URL <http://www.takasaki-u.ac.jp>
印刷 上毛新聞アドシステム

JOURNAL OF HEALTH AND WELFARE

Vol.18 No.1 2021

Research Note

- A study on reflecting in relation to the development of
medical social work supervisor competence:
Focusing on the process of training medical social workers
..... Osami Hayashi, Rika Nagata 1
- A qualitative analysis on influence and related factors to self-empowerment of
nurses regarding supportive care for expressing own intention
by patients with dementia
..... Satomi Umehara, Kiyo Matunuma, Masashi Adachi 13

Information

- Non-attendance at school – Past, present, and future
..... Zenji Sumino 21
- Changes in professional duties of the *Yogo* teacher and the issues
for the future from a viewpoint of historic transition
..... Hideki Ishii, Chiemi Chiba 33

Special Article

- Dietary awareness and behaviors among university students in Gunma,
Japan: Survey on actual conditions and
awareness about diet among university students
..... Daisuke Machida, Tomoko Kamiyama, Yumi Watanabe, Sonoko Ayabe 43